

平成 28 年度
卸 売 市 場 データ 集

平成 29 年 6 月
農林水産省

目 次

I 卸売市場制度の概要

(1) 卸売市場の定義	1
(2) 卸売市場の種類と要件	1
(3) 卸売市場の機能	1
(4) 卸売市場の計画的整備	1
(5) 中央卸売市場における取引規制	2
(6) 地方卸売市場における取引規制	2
(7) 卸売市場制度の変遷	3
(参考) 卸売市場法制定（昭和46年）以降の他法による改正の経緯	5
(8) 第10次卸売市場整備基本方針	6
(9) 第10次中央卸売市場整備計画	19
(参考) 基本方針に定める「中央卸売市場の再編」の取組実績	23
(10) 平成29年度卸売市場関係予算の概要	24
(11) 卸売市場に係る融資制度	29
(12) 卸売市場に係る税制特例	31

II 卸売市場の現状

(1) 卸売市場の取引の流れ	32
(2) 卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数	32
(参考1) 卸売市場数の推移	33
(参考2) 卸売市場の取扱金額の推移	33
(3) 卸売市場経由率の推移	34

III 中央卸売市場関係

1 中央卸売市場の現状

(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数	36
(2) 中央卸売市場の取扱実績の推移	36
(参考1) 中央卸売市場配置図	37
(参考2) 開設都市、市場数、取扱金額一覧	38

2 中央卸売市場における取引

(1) せり・入札取引の割合	39
(2) 委託集荷の割合	39

3 中央卸売市場の卸売業者の状況

(1) 中央卸売市場卸売業者数の推移	40
(2) 中央卸売市場卸売業者の取扱金額	40
(3) 中央卸売市場の取扱規模別卸売業者数	41
(4) 中央卸売市場卸売業者の卸売相手先別金額割合	41
(5) 中央卸売市場における市場外指定保管場所の状況	41
(6) 中央卸売市場における承認保管場所（予約相対取引） 及び電子商取引に係る商物分離取引の状況	41

4 集荷の状況

(1) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況（青果）	42
(参考) 全国の青果物卸売市場の他市場からの転送による入荷量	43
(2) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況（水産物）	44

5 仲卸業者等の状況	
(1) 中央卸売市場仲卸業者数の推移	48
(2) 中央卸売市場仲卸業者の仕入高規模別内訳等	48
(3) 中央卸売市場仲卸業者の仕入先及び販売先別金額割合	49
(4) 中央卸売市場仲卸業者の代金回収状況	49
(5) 中央卸売市場売買参加者の業種別割合等	50
(6) 中央卸売市場売買参加者数の仕入高規模別内訳等	50
6 中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の経営状況	
(1) 中央卸売市場卸売業者の営業収支の内訳	51
(2) 中央卸売市場卸売業者のうち営業損失・経常損失を計上した割合	51
(3) 中央卸売市場卸売業者の収益性比較	51
(参考) 第10次卸売市場整備基本方針の目標年度における中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たり取扱高の水準	51
(4) 中央卸売市場仲卸業者の経営動向	52
(5) 中央卸売市場仲卸業者の法人企業のうち営業損失・経常損失を計上した企業の割合	52
(6) 中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の従業員数	52
(参考) 第10次卸売市場整備基本方針の目標年度における中央卸売市場の仲卸業者従業員1人当たり取扱高水準	52

IV 地方卸売市場関係

1 地方卸売市場の現状	
(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数	53
(2) 地方卸売市場の取扱実績の推移	53
2 地方卸売市場における取引	
(1) せり・入札取引の割合	54
(2) 委託集荷の割合	54
3 地方卸売市場の卸売業者の状況	
(1) 地方卸売市場卸売業者数等の推移	55
(2) 地方卸売市場の取扱規模別卸売業者数の推移	55

V 卸売市場の会計

1 卸売市場会計の現状	
(1) 中央卸売市場開設者の会計の概況	56
(2) 市場建設改良費の財源内訳	56
(参考1) 地方債の発行額の推移	57
(参考2) 地方債計画	57
2 地方公営企業に関する法令等	57

VI その他関連データ

1 食料品小売業の状況	
(1) 専門小売店の生鮮食料品の販売額	59
(2) 飲食料品小売業の分類別商店数、従業者数及び年間販売額	59
2 外食産業の状況	
(1) 外食産業市場規模推計の内訳	60
(2) 外食産業の市場規模の推移	61
(3) 食料消費支出の推移	61

I 卸売市場制度の概要

(1) 卸売市場の定義

卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう（卸売市場法（以下「法」という。）第2条第2項）。

(2) 卸売市場の種類と要件

要 件		開 設 者 の 認 可 等
中央 卸 売 市 場	都道府県、人口20万人以上の市、又はこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合が、農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場（法第2条第3項）	(1) 開 設 者：地方公共団体 (農林水産大臣認可) (2) 卸 売 業 者：株式会社等 (農林水産大臣許可) (3) 仲 卸 業 者：株式会社、個人等 (開設者許可) (4) 関連事業者：株式会社、個人等 (必要に応じて開設者が規定) (5) 売買参加者：株式会社、個人等 (開設者承認)
地 方 卸 売 市 場	中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模（政令規模：青果市場330m ² 、水産200m ² （産地市場は330m ² ）、食肉150m ² 、花き200m ² ）以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの（法第2条第4項）	(1) 開 設 者：地方公共団体、株式会社、農協、漁協等 (都道府県知事許可) (2) 卸 売 業 者：株式会社、農協、漁協等 (都道府県知事許可) (3) 仲 卸 業 者：株式会社、個人等 (必要に応じて都道府県知事が規定) (4) 売買参加者：仲卸業者の場合と同様
そ 市 の 他 場	中央及び地方卸売市場以外の卸売市場	卸売市場法に規定はない。ただし、条例で必要な規制をすることができる。

(3) 卸売市場の機能

- ① 集荷（品揃え）、分荷機能（全国各地から多種多様な商品を集荷するとともに、需要者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に、必要な品目、量に分荷）
- ② 価格形成機能（需給を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成）
- ③ 代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）
- ④ 情報受発信機能（需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達）

(4) 卸売市場の計画的整備

- ① 卸売市場整備基本方針の策定（おおむね5年ごと）（法第4条）
- ② 中央卸売市場整備計画の策定（おおむね5年ごと）（法第5条）
- ③ 都道府県卸売市場整備計画の策定（おおむね5年ごと）（法第6条）

(5) 中央卸売市場における取引規制（主なもの）

- (i) 売買取引の公正・効率原則（法第34条）
- (ii) 売買取引の方法（法第35条）

開設者が、市場ごとに、業務規程で生鮮食料品等を3つに区分。卸売業者は、それぞれの区分に応じた取引方法により卸売を行う。

1号物品 … セリ売又は入札

2号物品 … 一定割合についてはセリ売又は入札（最低セリ数量）、残りの部分についてはセリ売若しくは入札又は相対取引

3号物品 … セリ売若しくは入札又は相対取引

注1：1号物品及び2号物品の最低セリ数量の部分は、農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、相対取引が可能（開設者の承認要）。

注2：2号物品の残りの部分及び3号物品は農林水産省令で定める特別の事情がある場合（需給ひつ迫時）は、開設者の指示によりセリ売又は入札によらなければならない。

- (iii) 差別的取扱いの禁止及び受託拒否の禁止（法第36条）

- (iv) 卸売の相手方の制限（法第37条）

中央卸売市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売（第三者販売）をしてはならない。ただし、農林水産省令で定める特別の事情がある場合（次の①～⑦）は、第三者販売が可能（開設者の承認要）。

① 入荷量が著しく多いなどの理由から残品を生ずるおそれがある場合

② 卸売後残品を生じた場合

③ 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため、当該市場の卸売業者に対して卸売をする場合

④ 開設区域外の卸売市場において、他の方法では集荷が著しく困難なものにつき、その市場の卸売業者に対して卸売をする場合

⑤ 卸売業者が、他の卸売市場の卸売業者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化等の契約に基づき、当該他の卸売市場の卸売業者又は買受人に対して卸売をする場合

⑥ 卸売業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

⑦ 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

- (v) 市場外にある物品の卸売の禁止（法第39条）

中央卸売市場における卸売の業務について、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、開設区域内で開設者が指定した場所又は開設区域の周辺で農林水産大臣が指定した場所（場外指定保管場所）にある物品の卸売をするとき、開設区域内で卸売業者が申請した場所にある物品の卸売をするとき（開設者の承認要）、電子情報処理組織を使用する取引方法等情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をするとき（開設者の承認要）は、市場内に持ち込まなくても卸売が可能。

- (vi) 卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止（第40条）

卸売業者は、許可を受けて卸売の業務を行う中央卸売市場において、その許可に係る取扱品目を卸売の相手方として買い受けではならない。

- (vii) 仲卸業者の業務の規制（法第44条）

仲卸業者は、許可を受けて仲卸しの業務を行う中央卸売市場における業務については、許可に係る取扱品目について販売の委託の引受け及び当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること（直荷引き）をしてはならない。ただし、直荷引きについては、農林水産省で定める基準に従い業務規程に定めるところにより可能（開設者の承認が必要）。

(6) 地方卸売市場における取引規制

- (i) 売買取引の公正・効率原則（法第61条）
- (ii) 差別的取扱いの禁止（法第61条の2）
- (iii) 売買取引の方法（法第62条）

卸売業者は、都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもって定めるところに従い、セリ売若しくは入札又は相対取引によらなければならない。

このほか、地域の実情に対応したきめ細かい施策を講じるため、地方卸売市場の開設や業務に關し必要な事項は、都道府県の条例で定めることとしている（法第68条）。

(7) 卸売市場制度の変遷

	主　　な　　内　　容
中央卸売市場法 (大正12年法律第32号) 大正12年3月30日公布 同年11月1日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の開設者を主務大臣の指定する区域の地方公共団体及び公益法人（特別な場合）に限定 2. 中央卸売市場の開設の認可制と主務大臣に対する在来市場の閉鎖命令権の賦与 3. 中央卸売市場整備に対する補助金の交付 4. 卸売業者について地方長官の営業許可制 5. せり売の原則
<昭和31年改正> 中央卸売市場法の一部を改正する法律 (昭和31年法律第158号) 昭和31年6月22日公布 同年9月20日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場を開設できる指定区域の基準（政令一人口15万人以上）の設定 2. 開設者を地方公共団体に限定 3. 卸売業者の許可権限を農林大臣に変更 4. 開設者に対する卸売業者の最高限度の設定権の賦与と卸売業者の許可に当たっての開設者の意見の尊重義務 5. 農林大臣の認可を受けた卸売業者の合併、営業譲渡及び協定の締結に関し、独占禁止法の適用除外 6. 仲買業者の売買参加に関する規定の新設 7. 類似市場の届出制の新設
<昭和33年改正> 中央卸売市場法の一部を改正する法律 (昭和33年法律第123号) 昭和33年5月1日公布 同年6月30日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 卸売人の純資産額に関する規定の新設 2. 開設者に対する卸売業者の取引方法の制限権賦与 3. 中央卸売市場の名称使用制限
<昭和36年改正> 中央卸売市場法の一部を改正する法律 (昭和36年法律第233号) 昭和36年11月16日公布 37年1月15日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の開設・整備に関する計画の樹立とその円滑な実施を図るための措置（勧告及び財政援助）についての規定の新設整備 2. 卸売業者の業務・会計に関する改善措置命令、役員の解任命令等卸売業者に対する監督規定の整備 3. 卸売業者の兼業業務の届出制の新設 4. 中央卸売市場審議会の設置
卸売市場法制定 (昭和46年法律第35号) 昭和46年4月3日公布 同年7月1日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（農林大臣）並びに都道府県卸売市場整備計画（都道府県知事） 2. 卸売市場整備に対する国の助成 3. 中央卸売市場開設区域の指定と農林大臣による開設の認可制 4. 農林大臣による卸売業者の許可制と卸売業者に対する監督規定の整備 5. 開設者による仲卸業者の許可制と売買参加者の承認制 6. せり・入札及び委託集荷の原則やその例外としての相対取引、買付集荷の規定の整備 7. 地方卸売市場の開設及び卸売業者に関する都道府県知事の許可制と取引規定の整備

主　　な　　内　　容	
<p><平成11年改正> 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律 (平成11年法律第109号) 平成11年7月26日公布 同年7月26日施行</p>	<p>1. 市場関係業者の経営体質の強化 (i) 卸・仲卸の経営体質強化（食品流通構造改善促進法の改正） ①事業譲受け・合併による大型化 ②仲卸業者の共同事業による業者数の適正化 ③そのための金融上の支援措置 (ii) 卸売業者の財務の健全化 ①流動比率等の指導基準の明確化 ②卸売業者に対する経営改善命令等</p> <p>2. 取引方法の改善 (i) 公正・公開・効率の原則の確立 (ii) 市場・品目ごとに、関係者の意見を聴いて、開設者が取引方法を業務規程（条例等）で設定 ①相対の価格・数量を公表 ②最低せり数量の設定 (iii) 市場関係者で構成する市場取引委員会の設置 (iv) 卸売業者による取引結果の公表等 (v) 確実な決済確保の明示 (vi) 商物一致規制・委託集荷規制の緩和</p> <p>3. 卸売市場の再編の円滑化 開設者をより広域的な主体へ変更する場合に必要な規定の整備</p>
<p><平成16年改正> 卸売市場法の一部を改正する法律 (平成16年法律第96号) 平成16年6月9日公布 同年6月9日施行</p>	<p>1. 食の安全・安心への対応 卸売市場における品質管理の徹底 ①卸売市場整備基本方針等において品質管理の高度化のための措置を規定 ②開設者が業務規程において品質管理の方法を規定</p> <p>2. 規制の弾力化 (i) 商物一致規制の緩和 規格性のある物品について電子商取引等を行う場合、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことが可能 (ii) 買付集荷の自由化 (iii) 第三者販売・直荷引きの弾力化（省令対応） 生産者や外食・加工・小売業者等と卸・仲卸との連携強化や地方の卸売市場のネットワーク化を図るため、規制を緩和</p> <p>3. 市場機能の強化 (i) 卸売市場の再編の促進 ①中央卸売市場整備計画に、地域の特性・要望に十分配慮し、市場ごとの自主性を基本に、運営の広域化又は地方卸売市場への転換が必要な市場の位置付け ②卸売市場の再編を進めるための手続規定を整備 (ii) 卸売手数料の弾力化（平成21年4月から施行） (iii) 業務内容の多角化 ①兼業等の届出制を廃止 ②市場外での販売活動に関する規制を緩和 (iv) 仲卸業者に対する財務基準の明確化 (v) 取引情報公表の充実</p>

(参考)卸売市場法制定(昭和46年)以降の他法による改正の経緯

公布日	卸売市場法を改正した法律名等	卸売市場法の改正概要
昭和53年7月5日	農林省設置法の一部を改正する法律 附則第17条による改正	・規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める
昭和55年3月31日	租税特別措置法の一部を改正する法律 附則第32条による改正	・第73条第2項を削除、同条第3項を同条第2項とする 等
昭和61年12月26日	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律第29条による改正	・第6条第1項、第3項及び第4項中「都道府県知事」を「都道府県」に改める
平成3年5月2日	食品流通構造改善促進法附則第3条による改正	・第70条の削除 ・第4条第3項、第5条第3項、第7条第2項、第12条中「卸売市場審議会」を「食品流通審議会」に改める ・第5章の章名を「都道府県卸売市場審議会」に改める 等
平成5年11月12日	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第184条による改正	・第19条第5項の改正 ・第25条第3項及び第65条第3項中「処分」を「許可の取消しに係る聴聞」に改める ・第49条第2項を改め、同条第5項とし、同条第2、第3、第4項を追加
平成6年6月29日	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第63条による改正	・第8条第2号中「共同処理する」を「処理する」に、「規定による一部事務組合」を「一部事務組合又は広域連合」に改める
平成9年6月20日	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律第6条による改正	・第21条第5項及び第29条から第32条まで削除
平成11年7月16日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第288条による改正	・第17条第1項第3号、同項第4号ハ、同号ニ、第53条第1項第1号、第77条第4号、第79条第7号を改正 ・第49条第1項を改正、同条第2項を新たに追加 ・第76条の改正 等
平成11年12月22日	中央省庁等改革関係法施行法第837条による改正	・本則中「食品流通審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める ・第76条の見出しを改め、同条第2項を新たに追加
平成12年5月31日	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第95条による改正	・第21条に会社分割に係る規定を追加
平成13年3月30日	租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第43条による改正	・第73条第1項及び第2項に会社分割に係る規定を追加
平成14年2月8日	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律第48条による改正	・附則第11条の改正
平成17年7月26日	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第376条による改正	・第16条第1項第2号中「資本」を「資本金」に、第21条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に、第73条第2項中「資本」を「資本金」にそれぞれ改める
平成18年3月31日	所得税法等の一部を改正する等の法律附則第186条による改正	・第73条第1項及び第2項の開設者に係る規定を削除
平成23年6月30日	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第89条による改正	・第73条の削除
平成25年6月14日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第44条による改正	・第16条第2項の改正(中央卸売市場の開設者が卸売業務の許可等に係る申請書を受理した場合における大臣への意見の添付の義務付けを廃止) ・第58条第3項の改正

(8) 第10次卸売市場整備基本方針

卸売市場整備基本方針は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めるもの。第10次整備基本方針は、平成28年1月14日に、平成32年度を目標年度として策定・公表された。

第1 卸売市場の整備及び運営に関する基本的事項

1 基本的な考え方

卸売市場については、我が国の生鮮食料品等の流通における基幹的インフラとして、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通を確保する観点から、これまで中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展したところである。

こうした中で、卸売市場をめぐっては、少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化、東日本大震災の経験を踏まえた災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まりなど大きな変化が見られる。

さらに、輸出も見据えた取扱物品の品質管理の高度化、産地や実需者との連携強化に向けた積極的な情報の受発信、加工処理等の付加機能の充実など、生産者や実需者が卸売市場に期待する機能・役割は一層多様化している。

一方で、卸売市場においては、卸売市場経由率の低下や取扱金額の減少等の状況にあることから、卸売業者や仲卸業者の経営や開設者の財政は非常に厳しい状況にある。

このように、卸売市場を取り巻く情勢は大きく変化し、かつ、その厳しさが増しているものの、卸売市場は、引き続き、国民へ安定的に生鮮食料品等を供給する使命を果たすとともに、今後、それぞれの多様性を踏まえた経営戦略的な視点を持って、生鮮食料品等の流通における中核として健全に発展し、産地との連携及び消費者や実需者の川下ニーズへの対応の強化を図り、その期待に応えていくことが必要である。特に、取扱物品の付加価値向上等の観点からも、各卸売市場において、低温（定温）管理や多温度帯管理等を通じたコールドチェーンの確立を含め、生産者・実需者から求められる品質管理が徹底された物流システムを構築することが急務である。

以上を踏まえ、今後の卸売市場については、生産者・実需者との共存・共栄を図るという視点の下、卸売市場の有する目利き、コーディネート力等を一層発揮し、川上・川下をつなぐ架け橋として、その求められる機能・役割を強化・高度化していくこととし、

- ① 卸売市場における経営戦略の確立
 - ② 立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
 - ③ 産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの的確な対応
 - ④ 卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関する新たな取組の推進
 - ⑤ 公正かつ効率的な売買取引の確保
 - ⑥ 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
 - ⑦ 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応
- を基本に、その整備及び運営を行うものとする。

2 卸売市場における経営戦略の確立

卸売市場を一つの経営体として捉え、将来を見据えた卸売市場全体の経営戦略的な視点から、当該卸売市場の将来方向とそのために必要な戦略的で創意工夫ある取組を検討し、迅速な意思決定の下で実行に移す体制を構築する。

具体的には、各卸売市場においては、開設者及び市場関係業者が一体となって、当該卸売市場が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、それぞれの卸売市場のあり方・位置付け・役割、機能強化等の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備の考え方、コスト管理も含めた市場運営の方針等を明確にした経営展望（以下単に「経営展望」という。）の策定等により、卸売市場としての経営戦略を確立する。

経営展望を策定する場合は、各卸売市場の立地条件や強み・弱み等を踏まえ、目指すべき卸売市場としてのビジネスモデルの方向等を基本戦略として定めるとともに、開設者・市場関係業者それぞれが今後取り組むべき具体的な内容を行動計画として定め、明確にする。その際のビジネスモデルの方向については、地域内における生鮮食料品等の安定的な供給を基本としつつ、

- ① 大規模な集荷・分荷機能の発揮
- ② 産地との連携による魅力ある生産物の集荷・販売
- ③ 加工・業務用ニーズに対応した機能強化と商品開発
- ④ 輸出等を通じた新たな需要開拓
- ⑤ ①から④までの複合型

等、当該卸売市場が置かれている状況等を十分に分析し、多様な市場関係者が一丸となり、市場全体としての最適を図るという観点を市場関係者間で共有した上で定めるものとする。

特に、中央卸売市場については、生鮮食料品等の円滑な流通の確保に向けて中核的拠点としての役割を果たすことが期待されることから、早期に経営展望を策定するとともに、開設者は、施設の整備と維持管理、市場関係業者への指導監督にとどまらず、市場関係業者と一体となった市場運営に対する取組を行う。

また、経営展望で定めた基本戦略及び行動計画については、これを可能な範囲で生産者、実需者等へ開示するとともに、開設者や市場関係業者がそれぞれの立場で、あるいは相互に連携・協力しながら、着実に遂行し、あわせて、経営展望の実効性を高め、卸売市場を取り巻く情勢変化に的確に対応する観点から、行動計画の遂行状況について定期的にレビューを行い、必要に応じて経営展望の見直しに取り組むものとする。

なお、公設の卸売市場の運営に当たっては、経営の視点を導入した上で、卸売市場全体としての意思決定を的確に行うとともに、市場経営の体制をより機動的かつ効率的なものとすることに十分留意する。その際、独立性が高く、経営責任の明確化や自主性の拡充等が期待できる地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に基づく事業管理者の活用や、公設地方卸売市場における開設者の第 3 セクター化も視野に入れて対応する。

第 2 卸売市場の適正な配置の目標

卸売市場の配置については、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編にも配慮しつつ、別記 1 の市場流通量の見通し及び今後の都市人口の動向、生産者及び実需者のニーズの質的な変化、輸送条件の変化、情報化の進展等の経済情勢の変化に対応し、市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化等が図られるよう、開設者の財政事情も勘案の上、次の事項に留意して行う。

1 中央卸売市場

- (1) 中央卸売市場については、既設の中央卸売市場の開設者（当該開設者から当該中央卸売市場の施設の権原を取得して中央卸売市場を開設しようとする地方公共団体を含む。）が、他の卸売市場に係る取扱品目の部類を承継する場合を除き、新設は行わないこと。
 - (2) 現在の中央卸売市場の配置状況を踏まえ、大規模な中央卸売市場と中小規模の中央卸売市場との間での機能・役割の分担の明確化を図った上で、地方卸売市場も含めた複数の卸売市場間における連携による効率的な流通ネットワークの構築に努めること。
- その際、経営展望に即して、それぞれの地域における生鮮食料品等の流通の中核として、生産者や実需者のニーズに適切に対応した機能・役割の強化・高度化を図り、効率的な流通の確保を推進すること。
- (3) 中央卸売市場（食肉卸売市場及び沖縄本島にある中央卸売市場を除く。（4）において同じ。）であって、次に掲げる指標のうち 3 以上の指標に該当するものは、

再編に取り組むこと。なお、再編に取り組むべき卸売市場であるか否かの判断は、取扱品目の部類ごと及び卸売市場ごとに行う。

- ① 当該中央卸売市場における取扱数量が当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域内における需要量未満であること。ただし、②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であって、当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域外への出荷割合が、
 - ア 青果物にあっては 45%以上
 - イ 水産物にあっては 60%以上
 - ウ 花きにあっては 60%以上である場合には、この限りでない。
 - ② 当該中央卸売市場における取扱数量が、
 - ア 青果物にあっては 65,000 トン未満
 - イ 水産物にあっては 35,000 トン未満
 - ウ 花きにあっては 6,000 万本相当未満であること。
 - ③ 当該中央卸売市場における取扱数量が直近で 3 年間連続して減少し、かつ、3 年前を基準年とする取扱数量の減少率が、
 - ア 青果物にあっては 9.9%以上
 - イ 水産物にあっては 15.7%以上
 - ウ 花きにあっては 7.4%以上であること。ただし、当該 3 年間において取扱金額が前年に比べて増加している年がある場合には、この限りでない。
 - ④ 以下のいずれかの要件に該当すること。
 - ア 当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で 3 年間連続して総務省で定める繰出しの基準を超えていること。
 - イ 当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で 3 年間連続して卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 51 条第 2 項各号のいずれかに該当していること。
- (4) (3) に規定する再編基準に該当する中央卸売市場の開設者は、次に掲げる措置（以下「再編措置」という。）のいずれに取り組むかを検討し、早期に具体的な取組内容及び実施時期を決定すること。その際、中央卸売市場としての機能強化等を図る観点から、再編措置のうち④については、①から③までのいずれに取り組むかを検討した上で、いずれも困難な場合に選択すること。また、再編措置（⑤のうち卸売市場の廃止を除く。）の内容を踏まえた構造改革的な戦略を構築するため、経営展望の策定又は見直しを行い、該当した指標に係る目標を含めた基本戦略及び目標達成に向けた市場関係者それぞれの行動計画を明確にし、それに基づき計画的に当該再編措置に取り組むこと。なお、(3) に規定する再編基準に該当しない中央卸売市場であっても、市場機能の強化等を図る観点から、経営展望の策定又は見直しを行いつつ、必要に応じて自主的な再編措置に取り組むことが望ましい。
- ① 市場運営の広域化（広域の開設者への地位の承継）
 - ② 他の卸売市場との統合による市場機能の集約
 - ③ 集荷・販売面における他の卸売市場との連携
 - ④ 地方卸売市場への転換
 - ⑤ 卸売市場の廃止その他市場流通の効率化
- (5) 老朽化や過密・狭隘（あい）化の著しい中央卸売市場については、PFI（民間の資金とノウハウの活用による公共施設等の整備手法）事業の活用等により、計画的に再整備を図ること。

2 地方卸売市場

- (1) 地方卸売市場における集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品等流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、必要に応じて、都道府県

卸売市場整備計画に、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となるなど、地域内の生鮮食料品等流通において重要な役割を担う特定の地方卸売市場（水産物産地市場を除く。）であって、経営展望を策定し、それに即して市場機能の強化等に取り組むもの（地域拠点市場）を定めること。その際、中央卸売市場が開設されていない都道府県においては、都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場を定め、また、地方卸売市場へ転換する中央卸売市場が所在する都道府県においては、地方卸売市場への転換後、当該卸売市場を地域拠点市場に位置付ける等により、地方卸売市場の適正な配置に向けた取組を推進することが望ましい。

(2) 地域拠点市場においては、次に掲げる措置のいずれかに取り組むことを基本としつつ、これらの措置に取り組むことが困難な場合には、産地や実需者との連携による市場機能の強化等に計画的に取り組むこと。

- ① 他の地方卸売市場との統合
- ② 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動

(3) 地域拠点市場の目標年度における取扱数量は、

- ① 当該地域拠点市場が青果物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として 15,000 トン以上
- ② 当該地域拠点市場が水産物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として 7,000 トン以上
- ③ 当該地域拠点市場が花きを主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として 2,000 万本相当以上

にそれぞれ達することが見込まれること。

なお、当該地域拠点市場が食肉を主たる取扱品目とする卸売市場については、と畜場を併設しているという性格に鑑み、当面の間、目標年度における取扱数量は定めない。

(4) 全国的な卸売市場の再編を促進する観点から、地域拠点市場が他の地方卸売市場と統合する場合においては、当該統合が次に掲げる要件の全てに適合していることが望ましい。

- ① 当該統合の中核となる地域拠点市場の取扱金額が 50 億円以上又は卸売場面積が 3,000 m²以上であること。
- ② 統合後の地域拠点市場の取扱金額が 100 億円以上又は卸売場面積が 5,000 m²以上であること。
- ③ 当該統合に係る地方卸売市場が食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 59 号）第 4 条第 2 項の規定により同法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること。

(5) 都道府県においては、その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情を踏まえ、必要に応じて、地方卸売市場の卸売業者に係る財務基準その他に関する指標を定め、一定の目安に該当する地方卸売市場の再編について配慮するなど、都道府県卸売市場整備計画に基づき、卸売市場の適正な配置を推進すること。

(6) 中央卸売市場開設区域内における地方卸売市場については、その開設区域内に配置することが当該開設区域内における生鮮食料品等の円滑な流通の確保を図るために必要であると認められる場合に限り、配置すること。

(7) 食肉を主たる取扱品目とする地方卸売市場については、地域における肉畜の生産事情、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展及び食肉処理施設との関連に留意の上、市場機能が十全に発揮し得るよう配置すること。

3 水産物産地市場

産地市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、漁港の整備計画等を勘案し、長期的展望に即して市場機能の強化等を推進すること。

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食料品等流通の広域化、大都市圏等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行う。この場合、特に次の事項について留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
- (2) 道路など生鮮食料品等流通に関する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、かつ、災害時等も考慮して交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮する。

売場施設

駐車施設

貯蔵・保管施設

輸送・搬送施設

衛生施設

情報・事務処理施設

管理施設

加工処理施設

福利厚生施設

関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備する。

3 施設の規模に関する事項

別記2に基づいて算定される施設規模を確保する。

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題へのより積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応機能の強化等に向けて、特に次の事項に留意する。その際、公設卸売市場においては、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適切な施設整備と運営の合理化に努め、特に、施設整備におけるPFI事業の活用、施設管理における民間委託の推進や地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者制度の活用を通じ、整備・運営コストと市場使用料の抑制等に努める。さらに、卸売市場の利用者が受ける便益等に応じた費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討する。

- (1) 卸売市場施設については、その導入に当たっての費用対効果や市場経営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進すること。

- (2) 周辺の卸売市場と連携した流通を行う拠点的な役割を担う中央卸売市場においては、大型車両にも対応可能な保管・積込施設、全国の産地や卸売市場との間での情報の迅速な処理を行うために必要な情報処理施設等の整備・配置を計画的に推進すること。その際、開設者は、複数の中央卸売市場に分散して投資することにより、整備の効率性が阻害されることのないよう十分留意すること。
- (3) 産地との連携強化により魅力的かつ特色ある商品の品揃えを充実させ、それらに係る集荷・販売力を強化するため、高品質な生鮮食料品等の円滑かつ効率的な集荷、選果・選別等に対応可能な貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。
- (4) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮すること。あわせて、消費者ニーズに応える商品供給のため市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組に配慮した施設の運営に努めること。
- (5) コールドチェーンの確立を含めた卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理・多温度帯管理施設や、衛生施設等の品質管理の高度化に資する施設の整備・配置を計画的に推進すること。その際、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の考え方を取り入れた品質管理や、外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組む卸売市場にあっては、必要となる施設の早急な整備・配置に努めること。また、施設の整備・配置に当たっては、取扱物品の構成、生産者や実需者のニーズ、施設整備に伴う場内物流の効率性への影響、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、立地条件、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等も考慮しつつ、卸売市場ごとに低温（定温）管理施設の整備に係る数値目標や方針を事前に策定すること。さらに、施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立を含めた取扱物品の品質管理を徹底する観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (6) 新規需要の創出を通じた市場関係業者の経営体質の強化、さらには市場取引の活性化を図る観点から、立地条件等を踏まえつつ、卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能を発揮するため、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設を整備・配置すること。
- (7) 太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、容器包装等のリサイクルに資する施設や塵埃及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進すること。また、新たな投資についての卸売業者や仲卸業者の負担を考慮しつつ、実態を十分に踏まえ、卸売市場ごとに、温室効果ガスや廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る数値目標や方針を事前に策定した上で、計画的に取り組むこと。
- (8) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。特に、大都市にある卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から、立体的かつ効率的な施設の配置とすること。
- (9) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。
- (10) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (11) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
① 生産者や実需者とのデータ連携や取引の効率化に資する生鮮EDI標準（受発注等の情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め）の導入及び電子タグ（メモ

リ機能を有する極小の IC チップとアンテナを内蔵した荷札（タグ）等の情報通信技術の活用

② 産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入

に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内における LAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努めること。

（12）卸売市場施設の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとすること。

（13）卸売市場に対する理解醸成とともに、卸売市場の多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等を設置すること。

（14）食肉を取扱品目とする中央卸売市場については、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展等に即応して集荷・販売力の向上を図るなど価格形成市場として十全の機能が発揮し得るよう整備し、運営の改善を図ること。

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明性をもった適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、卸売市場における取引を生産者及び実需者のニーズに的確に対応させるとともに、その活性化を図る。

（1）各卸売市場においては、当該卸売市場の経営戦略に即した機能の強化等に向けた取組を的確に遂行するため、市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下、それぞれの卸売市場に適合したバリューチェーン（生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセス）の構築やサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。

（2）卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間における直接取引の拡大に対応するため、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え、販売の相互連携等の複数の卸売市場間における効果的な連携や新商品の開発等のための産地や実需者との連携を推進し、集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に発揮した共存・共栄関係の構築に努めること。

（3）卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等の実態を反映するとともに、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な方法を設定し、これを遵守すること。また、中央卸売市場開設者においては、せり・入札対象物品に係る設定、特に法第35条第1項第2号に係る物品（いわゆる2号物品）のせり・入札割合の設定に当たって、当該卸売市場の経営戦略や取扱物品の需給動向等も踏まえて、柔軟かつ戦略的に行うこと。なお、売買取引の方法については、市場取引委員会の場等において不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

（4）生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を図ること。特

に、商取引を含む社会全体の電子化の進展に対応して卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進するため、電子商取引の導入を推進するとともに、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用に努めること。

- (5) 開設者においては、売買取引に係る事務手続について、市場取引委員会の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴き、当該卸売市場の経営戦略も踏まえて、法令の範囲内により迅速かつ簡易なものとする等柔軟な運用に努めること。特に、生産者や実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認、各種書類の提出・報告の義務付け等について、その必要性を十分に検証した上で、法令に規定されていない事務手続の原則廃止、法令に規定されている事務手続と密接な関連を有する事務手続の電子化への移行等を積極的に講じ、事務手続の簡素化を徹底すること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報通信技術の活用や生鮮EDI標準の導入、様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。
- (6) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理したデータの提供やインターネット上における検索機能の充実、データ保存期間の延長等、仲卸業者や専門小売業者その他の実需者、生産者等幅広い関係者のニーズや利便性にも可能な限り配慮した取引情報の提供に努めること。
- (7) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。
- (8) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行うこと。
- (9) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用しつつ、公正な取引と機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、市場取引委員会について、実務担当者から成る部会の設置等による機動的・弾力的な開催や、卸売市場全体の利益を考えることができる幅広い視野を有する学識経験者等への委員委嘱等を通じ、適切な調査審議がなされるよう努めるとともに、経営戦略的な視点から卸売市場全体としての統一的な意思決定を的確に行うよう努めること。
- (10) 取扱物品に対する消費者等の信頼を確保し、その安心につなげていくため、
① 原産地表示の徹底等による公正な取引の確保
② 生産履歴情報等の適切な確認・伝達
③ 食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実
④ 生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な作成・保存を通じたトレーサビリティの確保
に取り組むこと。なお、その際には業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力すること。
- (11) 卸売市場に対する生産者、実需者、さらには消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意する。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施

- 設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置に取り組むとともに、当該措置を内容とする品質管理高度化規範の策定、同規範の内容及び遵守状況についての不断の検証並びに社内遵守体制の強化を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。

この場合、水産物及び食肉を取り扱う卸売市場においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉における畜段階においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮（さつ）やナイフの消毒等に取り組む。

さらに、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図り、その機能と信頼を向上させる観点から、各卸売市場においては、基本的な衛生管理の徹底のみならず、HACCPの考え方を取り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等を通じたより組織的・体系的な品質管理体制の構築を図る。特に、輸出に取り組む卸売市場にあっては、輸出先の法令で求められるHACCPに基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組む。

第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

卸売業者及び仲卸業者については、集分荷機能、情報受発信機能等の卸売市場の機能を実際に担う主体であることを踏まえ、卸売市場ごとの経営戦略に即した機能強化、卸売市場に対する信頼の確保等に向けて、特に次の事項に留意し、その経営体質の強化等を図る。

1 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項

- (1) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化に向けて、現状における経営上の強み・弱み等を分析の上、
- ① 消費者、実需者等の需要動向を踏まえた産地に対する営農指導、出荷支援のほか、地域特産物のブランド化、特色ある地場産品や規格外品等の流通特性も踏まえた品揃えの強化、新商品の開発、小売や加工・業務用需要とのマッチング等に関する産地との連携強化
- ② 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズに対応した加工処理、貯蔵・保管、輸送・搬送、リテイルサポート等の機能強化による実需者との連携強化
- に積極的に取り組むこと。
- (2) 生鮮食料品等の流通の中間に位置する立場を活かし、卸売業者・仲卸業者の相互連携の下、川上・川下双方に対するコーディネート機能を発揮し、国内産の農林水産物の新たな需要の喚起と需要に対応した供給体制の確立に努めること。その際、価格動向のほか、実需者ニーズ、産地の出荷動向・出荷戦略、商品情報等の多様な情報について、情報通信技術の積極的な活用を通じて、その把握と産地や実需者のフィードバックを的確に行うなど、情報受発信の取組を強化すること。
- (3) 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間における提携関係の強化を

図りつつ、大型産地・大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、予約相対取引の活用等により、産地における計画的かつ安定的な生産・出荷に対するニーズや、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定質・定価格での安定的な取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。

- (4) 取扱物品の付加価値を高め、販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化を図るため、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、卸売市場が有する集荷機能や販売先に関する情報受発信機能等を活かし、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮に努めること。その際、産地、他の卸売市場、関連機関等との連携強化を図り、品揃え、数量、リードタイム、出荷期間等の取引先のニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先の法令で求められる衛生・品質管理に取り組むこと。
- (5) 産地情報と消費者・実需者のニーズの双方に通じ、求められる商品特性や多様な販路に係る知見等を有するといった強みを活かし、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、生産者が行う6次産業化への取組に対する積極的な参画に努めること。
- (6) 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
- (7) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手及び女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、責任体制の確立に努めること。

2 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や株式上場による資本強化、さらには卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築等による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化や連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

（単位：百万円）

部類別 市場別	青果物 卸売業者	水産物 卸売業者	花き 卸売業者
中央卸売市場	270	380	160
地方卸売市場	130	160	90
（水産物産地市場を除く。）			

（注）この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善に取り組むこと。特に、地方卸売市場にあっては、都道府県が定める指導監督に係る指針、財務基準等を踏まえ、経営状況の評価と経営の早期改善を図ること。また、業務の適正かつ健全な運営を確保する観点から、

開設者、都道府県等は、指導監督に係る指針に即して適切な指導を行うとともに、長期にわたって改善が図られない卸売業者に対して、改善計画の達成状況のフォローアップを濃密に行い、必要に応じて改善時期や改善事項の明確化も含めた計画見直し等を指導すること。

さらに、卸売業者の経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

- (3) 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- (4) 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

3 仲卸業者

- (1) 仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な仲卸機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、その際、各卸売市場や取り扱う商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化を図るとともに、必要に応じて仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等に取り組むこと。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする仲卸業者同士の統合大型化も視野に入れた対応を行うこと。

部類別 市場別		青果物 仲卸業者	水産物 仲卸業者	花き 仲卸業者
中央卸売市場		100	100	70
地方卸売市場		90	80	50
(水産物産地市場を除く。)				

（注）この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、財務体質の強化を図るとともに、経営改善に取り組むこと。その際、開設者が定める指導監督に係る指針、財務基準等を踏まえ、経営状況の評価と経営の早期改善を図ること。また、業務の適正かつ健全な運営を確保する観点から、開設者は、指導監督に係る指針に即して適切な指導を行うこと。
- (3) 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。
- (4) 情報通信機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等により、コストの削減を進めること。

第6 その他

以上のほか、卸売市場の運営等については、次の事項に留意して行う。

- 1 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図ること。

- 2 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働環境の改善を通じた魅力ある職場づくりに努めること。
- 3 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能や、加工、配送、保管等のニーズに対応した機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。
- 4 災害時等の緊急事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性に鑑み、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、協定締結等を通じた自治体等関係機関との連携強化や災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、緊急事態に際しても、卸売市場の機能が可能な限り維持されるよう努めること。特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、緊急事態に際しても業務を確実に継続できるような体制を確立するため、BCP（事業継続計画）の策定に取り組むこと。また、食の安全に係る事件、事故等が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努めること。
- 5 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進すること。その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であることを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全の確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定も含めて事前に関係者間で十分な調整を図ること。また、卸売市場が生鮮食料品等を地域内に安定的に供給するための基幹的な社会インフラであるとの認識の下、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮すること。
- 6 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努めること。

別記 1

市場流通量の見通し

(単位: 千トン、花きにあっては百万本)

	平成 24 年度 (基準年度)	平成 32 年度 (目標年度)	平成 32 年度 / 平成 24 年度 (%)
野菜	10,722	10,510~11,160	98.0~104.1
果実	3,821	3,620~3,850	94.7~100.8
水産物	4,221	4,180~4,440	99.0~105.2
食肉	362	313~334	86.5~92.3
花き	6,137	7,020~7,450	114.4~121.4

(注) 1 市場流通量の見通しは、「食料・農業・農村基本計画」及び「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」の基本的数値を基礎として推定した。

2 水産物产地市場の流通量は、含まない。

別記 2

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における 1 日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

g_t : 目標年度における 1 日当たり市場流通の規模

f_i : 売場施設経由率

μ_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における 1 日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における 1 日当たり市場流通の規模

μ_o : 1 台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指數

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

(9) 第10次中央卸売市場整備計画

中央卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づき、卸売市場整備基本方針に即して、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めるもの。第10次卸売市場整備基本方針に即した第10次の整備計画は、平成28年4月1日に策定・公表された。

その後、新たに再編措置の取組内容を決定した市場の取組内容を盛り込む整備計画の変更が、平成29年3月31日に行われた。

第1 計画の期間

平成28年度から平成32年度までとする。

第2 運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

別添1のとおりとする。

第3 取扱品目の適正化を図ることが必要と認められる中央卸売市場及び設定又は変更を必要とする取扱品目

別添2のとおりとする。

第4 施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場又は必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及びこれらの改良、造成又は取得を必要とする施設

別添3のとおりとする。

第5 その他

中央卸売市場における施設の整備及び管理については、卸売市場としての経営戦略に即し、開設者及び市場関係業者が一体となって取り組む。

また、中央卸売市場の整備に当たっては、災害等にも備えつつ、生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるように留意する。

(別添 1)

**運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進する
ことが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容**

	中央卸売市場の名称	取り組む再編措置の内容
卸売市場整備基本方針第2の1の（3）に規定する再編基準に該当する中央卸売市場	該当なし	
上記以外の中央卸売市場	いわき市中央卸売市場	花き部について、平成28年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	青森市中央卸売市場	花き部について、平成28年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	久留米市中央卸売市場	水産物部について、平成29年10月に地方卸売市場への転換を図る。

(別添 2)

**取扱品目の適正化を図ることが必要と認められる中央卸売市場及び設定又は
変更を必要とする取扱品目**

中央卸売市場の名称	設定又は変更を必要とする取扱品目
東京都中央卸売市場（新設市場－豊洲地区）	野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品

施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場又は必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及びこれらの改良、造成又は取得を必要とする施設

	中央卸売市場の名称	改良、造成又は取得を必要とする施設
施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場	八戸市中央卸売市場 仙台市中央卸売市場本場 仙台市中央卸売市場食肉市場 宇都宮市中央卸売市場 東京都中央卸売市場大田市場 川崎市中央卸売市場北部市場 福井市中央卸売市場 浜松市中央卸売市場 名古屋市中央卸売市場本場 名古屋市中央卸売市場北部市場 名古屋市中央卸売市場南部市場 京都市中央卸売市場第一市場 京都市中央卸売市場第二市場 大阪府中央卸売市場 大阪市中央卸売市場本場 大阪市中央卸売市場東部市場 大阪市中央卸売市場南港市場 神戸市中央卸売市場本場 神戸市中央卸売市場東部市場 姫路市中央卸売市場 和歌山市中央卸売市場 岡山市中央卸売市場 広島市中央卸売市場中央市場 広島市中央卸売市場食肉市場 高松市中央卸売市場 松山市中央卸売市場 北九州市中央卸売市場 福岡市中央卸売市場鮮魚市場 福岡市中央卸売市場青果市場	売場施設 駐車施設 貯蔵・保管施設 輸送・搬送施設 衛生施設 情報・事務処理施設 管理施設 加工処理施設 福利厚生施設 関連事業施設 以上の施設に附帯する施設

	久留米市中央卸売市場 鹿児島市中央卸売市場青果市場 鹿児島市中央卸売市場魚類市場 沖縄県中央卸売市場
必要に応じ 施設の改善 を図ること ができる中 央卸売市場	札幌市中央卸売市場 青森市中央卸売市場 盛岡市中央卸売市場 秋田市中央卸売市場 いわき市中央卸売市場 さいたま市食肉中央卸売市場 東京都中央卸売市場築地市場 東京都中央卸売市場豊島市場 東京都中央卸売市場淀橋市場 東京都中央卸売市場足立市場 東京都中央卸売市場食肉市場 東京都中央卸売市場板橋市場 東京都中央卸売市場世田谷市場 東京都中央卸売市場北足立市場 東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場 東京都中央卸売市場葛西市場 東京都中央卸売市場（新設市場－豊洲地区） 横浜市中央卸売市場本場 横浜市中央卸売市場食肉市場 新潟市中央卸売市場 金沢市中央卸売市場 岐阜市中央卸売市場 静岡市中央卸売市場 神戸市中央卸売市場西部市場 奈良県中央卸売市場 広島市中央卸売市場東部市場 宇部市中央卸売市場 徳島市中央卸売市場 高知市中央卸売市場 福岡市中央卸売市場食肉市場 長崎市中央卸売市場 宮崎市中央卸売市場

(参考) 基本方針に定める「中央卸売市場の再編」の取組実績（時系列）

中央卸売市場 整備計画	再編措置 実施年月	市場名	再編措置実施部門			再編措置 内容	再編措置 実施年月日
			青果	水産	花き		
第8次 (H17~22年度)	H18年4月	釧路市	●	/	○	地方転換	平成18年4月1日
		大分市	●	●	/	〃	〃
	H19年4月	川崎市南部	○	○	○	〃	平成19年4月1日
		藤沢市	○	/	/	〃	〃
		三重県 *		○	/	〃	〃
	H20年4月	尼崎市	○	○	/	〃	〃
		吳市	○	○	/	〃	平成20年4月1日
		下関市	○	/	/	〃	〃
	H21年4月	佐世保市干尽 *		/	○	〃	〃
		三重県 *	●	/	/	〃	平成21年4月1日
		函館市	●	/	/	〃	〃
	10月	室蘭市	●	●	/	〃	平成21年10月1日
	H22年4月	山形市	●	●	/	〃	平成22年4月1日
		松山市中央		/	○	〃	〃
第9次 (H23~27年度)	H23年3月	松山市水産	/	○	/	〃	平成23年3月31日
		甲府市	●	●	/	〃	平成23年4月1日
	H23年4月	富山市	●	●	●	〃	〃
		秋田市	●	●		〃	平成24年4月1日
	H24年4月	岡山市			●	〃	〃
		宮崎市 *			○	〃	〃
		宮崎市 *		●		〃	平成25年4月1日
	H25年4月	佐世保市干尽 *	○	/	/	〃	〃
		佐世保市水産		●	/	〃	〃
		北九州市	○	/	/	〃	平成26年1月1日
	H26年1月	高知市		○	/	〃	平成26年3月31日
		福島市	●	○	●	〃	平成26年4月1日
	H26年3月	千葉市	●	○	/	〃	〃
		船橋市	●	○	/	〃	〃
		横浜市南部 *	●	○		廃止し横浜市本場に統合	平成26年3月31日
	H27年3月	横浜市南部 *	/	/	○	地方転換	平成27年4月1日
		姫路市	○	/	/	〃	〃
		高松市			●	〃	〃
	H25~27年度末	東京都大田		○		集荷・販売面において 東京都築地市場と連携	集荷・販売面において 東京都築地市場と連携
		東京都足立		○	/		
	H27年度末まで	福岡市西部	●	/	/	福岡市青果に統合し廃止	平成28年2月12日
		福岡市東部	●	/	/		
第10次 (H28~32年度)	H28年4月	いわき市			○	地方転換	平成28年4月1日
	H28年度末まで	青森市			○	〃	平成28年4月1日
	H29年10月	久留米市		●	/	〃	

《凡例》

○: 再編基準該当市場

●: 自主的再編市場

*: 同一市場で、段階的に再編措置を実施した(又は予定)の市場

/: 部門の設置がない

(10) 平成29年度卸売市場関係予算の概要

1. 卸売市場施設整備対策（強い農業づくり交付金）

【20,174（20,785）百万円の内数】

ア 中央卸売市場施設整備タイプ

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）に対し支援。

（ア）事業実施主体

市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）

（イ）事業の要件

中央卸売市場整備計画に基づき、かつ、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。

イ 卸売市場再編促進施設整備タイプ

中央卸売市場から転換した地方卸売市場が実施する施設の整備や他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備、廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援。

（ア）地方卸売市場への転換に係る取組

a 事業実施主体

中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者であり、次に掲げる者

（a）地方公共団体

（b）地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）

（c）当該地方卸売市場の関係事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合若しくは協同組合連合会

b 事業の要件

（a）都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。

（b）地方卸売市場へ転換した年度を含む3年以内に着工する施設の整備であること。

ただし、平成25年度までに地方卸売市場に転換した場合にあっては5年以内に実施する施設の整備とし、平成26年度に地方卸売市場に転換した場合にあっては4年以内に実施する施設の整備とする。

（c）地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合にあっては、当該転換前の取扱品目の部類に係る施設の整備であること。

（イ）他の卸売市場との連携に係る取組

a 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の卸売業者を含む卸売市場の卸売業者又は仲卸業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

b 事業の要件

（a）中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。

（b）事業協同組合又は協同組合連合会の構成員による集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有していること。

（c）共同集出荷施設の整備が中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の開設区域内で実施されること。

（ウ）廃止に係る取組

a 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者

b 事業の要件

（a）廃止する中央卸売市場の開設者が他に開場する中央卸売市場（廃止する中央卸売市場と同一の取扱品目の部類をもつ中央卸売市場に限る。）と統合することにより、廃止する当該施

設を撤去すること。

- (b) 廃止する中央卸売市場の市場関係事業者を受け入れるための、受け皿となる中央卸売市場における施設の整備に交付金の交付が行われるものでないこと。
- (c) 施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の用に供する計画があること。

ウ 卸売市場活性化等事業タイプ

PFI法の適用を受けて実施する卸売市場の施設の整備や事業協同組合等が実施する卸売市場の機能の強化等に資する施設の整備に対し支援。

- (ア) PFI推進の取組

a 事業実施主体

PFI法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者

b 事業の要件

- (a) 中央卸売市場整備計画に即して施設整備を実施する中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた若しくは位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、かつ、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して事業を実施するものであること。
- (b) PFI法第10条第1項に基づく事業計画又は協定等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。
- (c) 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。
- (d) 他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場にあっては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- (e) 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。
 - i 取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかの整備を実施するものであること。
 - ii 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。
 - iii 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること。
 - iv 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
 - (i) 整備を実施する売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。
 - (ii) 整備を実施する売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。
- (f) 産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。
 - i 取扱数量の増加に資する加工処理高度化施設又は選果・選別施設のいずれかの整備を実施するものであること。
 - ii 集荷若しくは販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。
 - iii 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
 - (i) 整備を実施する加工処理高度化施設又は選果・選別施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。
 - (ii) 整備を実施する加工処理高度化施設又は選果・選別施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。

- (イ) 卸売市場活性化推進の取組

a 事業実施主体

- (a) 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (b) (a)に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（(a)に掲げる法人を除く。）
- (c) 特認団体 ((a)又は(b)に掲げる者以外の者であって、共同利用施設の導入等により卸売市場の機能の高度化・活性化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者

をいう。)

b 事業の要件

- (a) 施設の整備が、整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。
- (b) 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。
- (c) 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。
- (d) 次に掲げるいずれかの取組を行う中央卸売市場又は地方卸売市場であること。

i 市場機能強化の取組

市場機能強化を目的として中央卸売市場又は一定規模以上の地方卸売市場（以下「特定地方卸売市場」という。）において実施する施設の整備であること。

なお、一定規模とは、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条に定める規模の3倍（食肉は2倍）とする（以下同じ。）。

ii 統合の取組

統合を目的として新設等を行う中央卸売市場又は新設を行う特定地方卸売市場において施設の整備を実施するものであること。

iii 大型化の取組

特定地方卸売市場であって、大型化を目的として3市場以上を統合する市場又は新たな品目を追加して総合市場として実施する施設の整備であること。

- (e) 次に掲げる施設の整備であること。

i コンピューター制御による温度管理機能等を持つ施設（例えば、商品形態の多様化、産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に資する施設（温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫））

ii コンピューター制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設（例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設（自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機））

iii 仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設（例えば、需給情報の的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設（多機能装備入荷数量等表示設備、情報処理施設））

iv i から iii までに準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設（例えば、卸売市場の既存施設外に市場施設の一環として設置される保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設（多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温配送施設））

- (f) (d)のiiiにあっては、次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装の整備が実施できるものとする。

i 既存の上屋に複数の(e)の施設を導入することが真に困難であること。

ii (e)の施設を収容し、機能させるために必要最小限のものであること。

iii (e)の施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。

- (g) 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

- (h) 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

- (i) 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあっては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出すること。

エ 地方卸売市場施設整備タイプ

地方卸売市場が地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合・連携若しくは産地・実需者との連携に必要な施設の整備又は輸出促進に向けた取組を行う卸売市場の施設の整備に対し支援。

- (ア) 他の地方卸売市場との統合に係る取組

a 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

- (a) 地方公共団体
- (b) 第3セクター
- (c) 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (d) 法人 (a、b及びcを除く。)

b 事業の要件

- (a) 都道府県卸売市場整備計画に他の地方卸売市場と統合を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。
- (b) 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する施設の整備を実施すること。
- (c) 地域拠点市場の目標取扱数量（青果物15千トン以上、水産物7千トン以上、花き2千万本相当以上。以下「目標取扱数量」という。）を現に有していること。ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りでない。

(イ) 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組

a 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

- (a) 地方公共団体
- (b) 第3セクター
- (c) 法人 (a及びbを除く。)

b 事業の要件

- (a) 都道府県卸売市場整備計画に他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。
- (b) 取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかの整備を実施すること。
- (c) 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有すること。
- (d) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること。
- (e) 次に掲げるいずれかの要件に合致すること。
 - i 整備を実施する売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。
 - ii 整備を実施する売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。
- (f) 目標取扱数量を現に有していること。ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りでない。

(ウ) 産地・実需者と連携した集荷・販売活動に係る取組

a 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

- (a) 地方公共団体
- (b) 第3セクター
- (c) 法人 (a及びbを除く。)

b 事業の要件

- (a) 都道府県卸売市場整備計画に産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。
- (b) 取扱数量の増加に資する加工処理高度化施設又は選果・選別施設のいずれかの整備を実施すること。
- (c) 集荷若しくは販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有すること。

- (d) 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
- i 整備を実施する加工処理高度化施設又は選果・選別施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。
 - ii 整備を実施する加工処理高度化施設又は選果・選別施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。
- (e) 目標取扱数量を現に有していること。ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りでない。
- (エ) 輸出促進に向けた取組
- a **事業実施主体**
- 市場法第55条の開設許可を受けた又は受けすることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者
- (a) 地方公共団体
 - (b) 第3セクター
 - (c) 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
 - (d) 法人 (a、b 及びc を除く。)
- b **事業の要件**
- (a) 都道府県卸売市場整備計画に輸出促進に向けた取組を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。
 - (b) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施すること。
 - (c) 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有すること。
 - (d) 目標取扱数量を現に有していること。ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りでない。

オ 卸売市場耐震化施設整備タイプ

既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化のための施設の整備に対し支援。

(ア) **事業実施主体**

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

(イ) **事業の要件**

- a 既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと。
- b 中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた若しくは位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して実施する耐震補強の整備であること。
- c 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断 ($I_s < 0.6$ 又は $I_w < 1.0$) された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断 ($I_s \geq 0.6$ 又は $I_w \geq 1.0$) される見込みとなること等を含む事業計画を有すること。

〔事業実施主体：地方公共団体、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合 等
補助率：定額（4／10以内、1／3以内）〕

2. 国際農産物等市場構想推進事業

【220（200）百万円】

- (1) 国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農林水産物の輸出促進の拠点となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待されている。
- (2) また、卸売市場からの輸出を促進するための環境整備として、輸出にも対応可能な品質管理高度化設備の導入促進を図ることも必要となっている。

○ 国際農産物等市場推進計画策定事業

【200（180）百万円】

国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場から国産農林水産物を輸出する構想（国際農産物等市場構想）を実現し輸出拠点化を推進するため、当該市場における海外バイヤーの買付け等の同行を踏まえた国産農林水産物の輸出に向けた調査及び推進計画の策定を支援。

また、輸出促進の取組をさらに推進するため、配送・在庫管理・トレーサビリティー等の物流管理システムの構築等の実証調査を支援。

事業実施主体：民間団体等
補助率：定額

○ 卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援事業

【20（20）百万円】

卸売業者又は仲卸業者等が輸出にも対応可能な鮮度保持、衛生管理を行うため、HACCP対応等高度な品質管理機能を有する低温管理設備等を市場内外の倉庫等にリース方式により設置する取組を支援。

事業実施主体：民間団体等
補助率：1/2以内

（11）卸売市場に係る融資制度（日本政策金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場施設））

1. 近代化施設

生鮮食料品等の生産及び流通の円滑化、国民消費生活の安定向上に果たすべき卸売市場の重要な役割にかんがみ、卸売市場の施設、卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の業務の近代化を図るための必要な施設の造成等について長期・低利資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

ア 貸付けの相手方（中小企業者に限る。）

- a 卸売市場（付設集団売場（※）を含む。）の開設者（地方公共団体を除く。）又はその出資・組織する法人
- b 卸売市場の卸売業者又はその出資・組織する法人
- c 卸売市場の仲卸業者又はその出資・組織する法人

（※）当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの

イ 貸付け金の用途

- a 卸売市場施設
卸売市場の業務に必要な施設の改良、造成又は取得
- b 卸売業者施設
倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は場内事務所の改良、造成又は取得
- c 仲卸業者施設

倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は仲卸店舗設備の改良、造成又は取得

ウ 償還期限（据置期間）

- a 卸売市場施設：25年以内（5年以内）
- b 卸売業者施設：15年以内（3年以内）
- c 仲卸業者施設：15年以内（3年以内）

エ 貸付限度額

- a 卸売市場施設：事業費の80%以内（限度額なし）
- b 卸売業者施設及び仲卸業者施設：事業費の70%以内（限度額あり、ただし以下特例の場合限度額なし）
(貸付限度額の特例)

東京都中央卸売市場（新設市場一豊洲地区）及び福岡市中央卸売市場（青果市場）の整備に伴う卸売業者施設又は仲卸業者施設の新設又は全面的な改良については貸付限度額なし（平成31年3月31日までに貸付けの決定を行ったものに限る。）

2. 機能高度化施設

近年の食品の流通部門を取り巻く著しい情勢の変化に対処し、生産者及び実需者双方のニーズに的確に応えていくため、

- ① コールドチェーン体制の確立や加工・調製及び保管・配達機能の強化
- ② 市場関係業者の連携、統合大型化による効率的な物流の確立、経営の合理化

等の取組により、市場関係業者が卸売市場の機能の高度化を図るために必要な長期・低利資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

ア 貸付けの相手方

食品流通構造改善促進法第6条第1項第2号に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に基づいて卸売市場機能高度化事業を実施する者であって次に掲げる者（中小企業者に限る。）

- a 卸売市場（付設集団売場を含む。）の開設者（地方公共団体を除く。）
- b 卸売市場の卸売業者
- c 卸売市場の仲卸業者
- d 卸売市場の仲卸業者の組織する事業協同組合及び事業協同小組合

イ 貸付け金の用途

認定計画に基づいて行う卸売市場機能高度化事業の実施に必要な施設等のうち次に掲げるもの

- a 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- b 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- c 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることによる当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- d 卸売市場の業者（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資

ウ 償還期限（据置期間）

15年以内（3年以内）

エ 貸付限度額

事業費の80%以内（限度額なし）

（12）卸売市場に係る税制特例

1. 国 税

（1）所得税・法人税の特例

土地収用法の規定に基づいて卸売市場用地に供するため収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす（適用期限：なし）

土地収用法の規定に基づいて卸売市場用地に供するため収用され、譲渡収入を得た場合、当該譲渡収入から5,000万円を控除（適用期限：なし）

（2）地価税の特例（当分の間、課税の停止）

地方卸売市場の用に供されている土地等については非課税（適用期限：なし）

2. 地方税

（1）固定資産税の特例

卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者並びにその組織する法人が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金－卸売市場近代化施策）の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置の課税標準は、3年度分に限り価格の2分の1とする（適用期限：なし）

（2）不動産取得税の特例

卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者並びにその組織する法人が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金－卸売市場近代化施策）の貸付を受けて取得した共同利用施設の課税標準は、取得価格から融資額を控除した価格とする（但し、控除額は価格の2分の1以下）（適用期限：平成31年3月31日）

（3）特別土地保有税の特例（課税の停止）

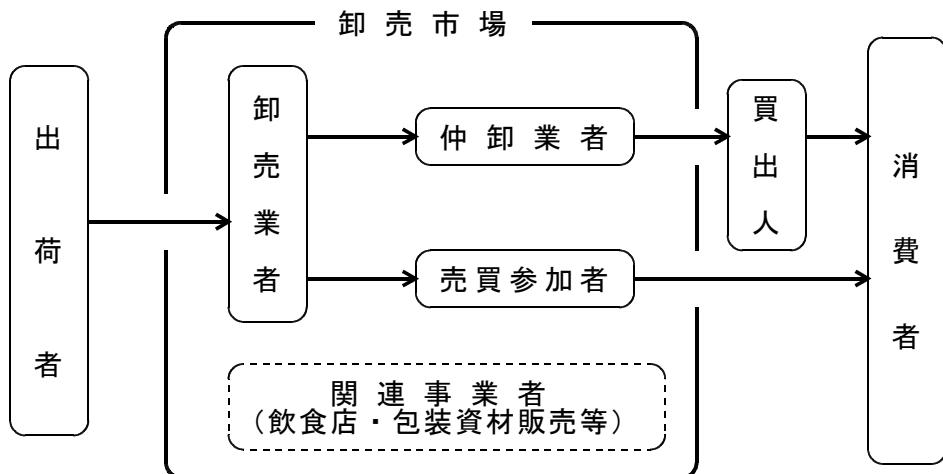
卸売市場の用に供する土地については非課税（適用期限：なし）

（4）事業所税の特例

卸売市場及びその機能を補完する施設については非課税（適用期限：なし）

II 卸売市場の現状

(1) 卸売市場の取引の流れ



(2) 卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数

	市 場 数	取扱金額 (億円)	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央卸売市場	64 (40都市)	40,263	162	3,278	24,318
うち青 果	49 (37都市)	20,001	70	1,337	11,358
水産物	35 (30都市)	15,921	56	1,782	3,712
食 肉	10 (10都市)	2,917	10	67	1,818
花 き	14 (10都市)	1,236	18	80	6,860
その他	6 (5都市)	188	8	12	570
地方卸売市場	1,081 (うち公設156)	31,919	1,278	2,675	113,991

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. (中央) 市場数、卸売業者数：28年度末、他の業者数：27年度末、取扱金額：27年度
 (地方) 市場数、業者数：27年度末、取扱金額：27年度
2. 中央卸売市場の総合市場は37、青果物単独市場は12、水産物単独市場は4である。
3. 平成29年4月現在の中央卸売市場数は全体で64(40都市) (うち青果49 (37都市)、水産物35 (30都市)、食肉10 (10都市)、花き14(10都市)、その他6 (5都市))。平成29年4月現在の中央卸売市場
 卸売業者数は全体で161、うち青果69、水産物56、食肉10、花き18、その他8である。

(参考1) 卸売市場数の推移

区分 年度	中央卸売市場	地方卸売市場			
			公 設	第三セクター	民 設
13	86	1,390	157	38	1,195
14	86	1,351	154	37	1,160
15	86	1,325	152	38	1,135
16	86	1,304	152	36	1,116
17	86	1,286	150	39	1,097
18	84	1,259	151	37	1,071
19	81	1,237	155	38	1,044
20	79	1,207	156	39	1,012
21	76	1,185	156	38	991
22	74	1,169	153	37	979
23	72	1,159	151	37	971
24	72	1,144	155	38	951
25	70	1,105	154	36	915
26	67	1,092	157	37	898
27	64	1,081	156	38	887
28	64				

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

注:各年度末の数値である。ただし、地方卸売市場については平成24年度までは各年度当初の数値である(24年度末の地方卸売市場は1,126(うち公設154、第三セクター37、民設935))。

(参考2) 卸売市場の取扱金額の推移

(単位:億円)

区分 年度		中央卸売市場計		地方卸売市場計		
		青 果	水産物	青 果	水産物 (消費地)	
13	51,164	21,565	25,869	38,432	14,634	10,359
14	51,903	22,654	25,206	38,476	15,169	9,886
15	49,275	21,662	23,477	36,794	14,652	9,456
16	48,883	21,800	22,735	36,362	14,775	8,862
17	46,674	20,299	22,035	34,589	13,671	8,410
18	46,796	20,685	21,779	35,457	13,957	8,657
19	45,762	20,294	21,107	34,013	13,673	7,816
20	44,021	19,960	20,014	31,953	13,690	7,387
21	41,208	19,102	18,275	30,295	13,258	7,085
22	41,444	20,032	17,597	30,445	13,660	6,743
23	39,476	19,132	16,758	30,265	13,050	6,925
24	38,017	18,295	16,039	30,241	12,198	6,665
25	39,163	19,178	16,014	31,869	12,543	6,964
26	39,110	19,104	15,839	31,329	12,770	7,270
27	40,263	20,001	15,921	31,919	13,317	7,257

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(3) 卸売市場経由率の推移

(単位:%)

区分 年度	青 果			水産物	食 肉			花 き
		野 菜	果 実			牛 肉	豚 肉	
元	82.7	85.3	78.0	74.6	23.5	43.4	13.5	83.0
2	81.6	84.7	76.1	72.1	22.6	38.2	14.0	82.3
3	80.3	82.5	76.2	76.7	19.6	34.1	12.3	86.6
4	79.4	85.1	69.9	75.6	17.9	28.8	11.7	83.1
5	79.8	84.5	72.0	70.2	16.3	22.7	12.1	85.8
6	74.5	82.4	62.8	70.2	16.0	22.5	11.5	85.1
7	74.0	80.5	63.4	67.6	15.5	21.5	11.1	81.9
8	74.6	82.3	61.7	69.4	14.9	21.5	10.6	84.1
9	74.6	82.8	61.6	71.0	15.1	20.4	11.2	85.5
10	74.3	81.8	61.7	71.6	15.5	20.3	12.1	85.6
11	70.9	79.4	57.2	68.6	16.7	22.5	12.8	83.7
12	70.4	78.4	57.6	66.2	17.1	23.3	12.6	79.1
13	68.9	78.7	54.1	62.5	14.3	18.5	11.8	79.6
14	69.6	79.1	55.0	61.2	13.4	17.7	11.0	79.7
15	69.2	78.9	53.7	63.4	12.2	15.8	10.3	80.9
16	66.1	77.3	49.0	62.9	11.6	17.3	9.0	82.6
17	64.5	75.2	48.3	61.3	10.3	16.4	7.5	82.8
18	64.6	75.8	46.6	62.5	10.1	15.5	7.3	85.4
19	61.7	73.2	43.6	60.0	10.2	15.8	7.4	83.0
20	63.0	73.8	45.7	58.4	9.8	15.8	7.0	84.0
21	64.6	75.5	47.1	58.0	10.3	15.7	7.5	85.1
22	62.4	73.0	45.0	56.0	9.9	15.1	7.2	83.4
23	60.0	70.2	42.9	55.7	9.4	14.4	6.9	84.4
24	59.2	69.2	42.4	53.4	9.9	15.2	7.1	78.7
25	60.0	70.2	42.2	54.1	9.8	14.6	7.3	78.0
26	60.2	69.5	43.4	51.9	9.5	14.8	6.9	77.8

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(注) 卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物、食肉、花きのうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場を除く。)を経由したものとの数量割合(花きについては金額割合)の推計値。

なお、参考までに、国内で流通した国産青果物のうち卸売市場を経由したものとの数量割合についても同様に推計した。

(参考) 国産青果物の卸売市場経由率の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
青果	91.9%	87.2%	88.1%	87.7%	87.4%	85.9%	85.1%	85.8%	84.4%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(参考)

(単位:千トン、花きは億円)

年度、項目	区分	青果		水産物	食肉		花き		
		野菜	果実		牛肉	豚肉			
元	総流通量(A)	23,661	15,113	8,548	8,744	3,179	1,059	2,120	5,247
	市場経由量(B)	19,558	12,888	6,670	6,520	745	460	286	4,355
	市場経由率(B)／(A)	82.7%	85.3%	78.0%	74.6%	23.5%	43.4%	13.5%	83.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,597	7,645	3,952	5,651	366	243	124	559
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	49.0%	50.6%	46.2%	64.6%	11.5%	22.9%	5.8%	10.7%
5	総流通量(A)	23,313	14,585	8,728	8,245	3,493	1,405	2,088	6,465
	市場経由量(B)	18,602	12,322	6,280	5,789	571	319	252	5,549
	市場経由率(B)／(A)	79.8%	84.5%	72.0%	70.2%	16.3%	22.7%	12.1%	85.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,222	7,556	3,666	4,764	247	147	101	1,228
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	48.1%	51.8%	42.0%	57.8%	7.1%	10.4%	4.8%	19.0%
10	総流通量(A)	23,248	14,541	8,707	8,029	3,600	1,505	2,095	6,796
	市場経由量(B)	17,265	11,897	5,368	5,751	559	306	253	5,819
	市場経由率(B)／(A)	74.3%	81.8%	61.7%	71.6%	15.5%	20.3%	12.1%	85.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	10,382	7,241	3,141	4,780	245	148	97	1,573
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	44.7%	49.8%	36.1%	59.5%	6.8%	9.8%	4.6%	23.1%
15	総流通量(A)	23,094	14,236	8,858	8,042	3,667	1,248	2,419	5,925
	市場経由量(B)	15,986	11,230	4,756	5,099	447	197	250	4,791
	市場経由率(B)／(A)	69.2%	78.9%	53.7%	63.4%	12.2%	15.8%	10.3%	80.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	9,903	7,062	2,841	4,395	224	135	89	1,563
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	42.9%	49.6%	32.1%	54.7%	6.1%	10.8%	3.7%	26.4%
20	総流通量(A)	22,699	14,009	8,690	7,007	3,656	1,189	2,467	4,885
	市場経由量(B)	14,307	10,333	3,974	4,090	360	188	172	4,105
	市場経由率(B)／(A)	63.0%	73.8%	45.7%	58.4%	9.8%	15.8%	7.0%	84.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,963	6,590	2,373	3,506	217	137	80	1,431
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	39.5%	47.0%	27.3%	50.0%	5.9%	11.5%	3.2%	29.3%
21	総流通量(A)	22,091	13,573	8,518	6,766	3,547	1,195	2,352	4,659
	市場経由量(B)	14,264	10,249	4,015	3,927	364	188	176	3,966
	市場経由率(B)／(A)	64.6%	75.5%	47.1%	58.0%	10.3%	15.7%	7.5%	85.1%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,758	6,430	2,328	3,321	220	137	83	1,399
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	39.6%	47.4%	27.3%	49.1%	6.2%	11.5%	3.5%	30.0%
22	総流通量(A)	21,311	13,215	8,096	6,602	3,663	1,243	2,420	4,674
	市場経由量(B)	13,291	9,648	3,643	3,699	361	187	174	3,900
	市場経由率(B)／(A)	62.4%	73.0%	45.0%	56.0%	9.9%	15.1%	7.2%	83.4%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,181	6,100	2,081	3,153	215	134	81	1,344
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	38.4%	46.2%	25.7%	47.8%	5.9%	10.8%	3.3%	28.8%
23	総流通量(A)	22,021	13,798	8,223	6,396	3,717	1,242	2,475	4,503
	市場経由量(B)	13,208	9,681	3,527	3,562	350	178	171	3,800
	市場経由率(B)／(A)	60.0%	70.2%	42.9%	55.7%	9.4%	14.4%	6.9%	84.4%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,085	6,093	1,992	2,906	212	134	78	1,333
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	36.7%	44.2%	24.2%	45.4%	5.7%	10.8%	3.1%	29.6%
24	総流通量(A)	22,619	14,244	8,375	6,432	3,672	1,236	2,436	4,602
	市場経由量(B)	13,401	9,853	3,548	3,436	362	188	174	3,623
	市場経由率(B)／(A)	59.2%	69.2%	42.4%	53.4%	9.9%	15.2%	7.1%	78.7%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,127	6,135	1,992	2,790	215	136	79	1,238
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	35.9%	43.1%	23.8%	43.4%	5.8%	11.0%	3.2%	26.9%
25	総流通量(A)	22,019	13,977	8,042	6,100	3,695	1,271	2,424	4,685
	市場経由量(B)	13,202	9,806	3,396	3,300	362	186	176	3,655
	市場経由率(B)／(A)	60.0%	70.2%	42.2%	54.1%	9.8%	14.6%	7.3%	78.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,091	6,174	1,917	2,615	218	136	82	1,264
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	36.7%	44.2%	23.8%	42.9%	5.9%	10.7%	3.4%	27.0%
26	総流通量(A)	21,809	14,045	7,764	6,086	3,706	1,240	2,466	4,649
	市場経由量(B)	13,137	9,768	3,369	3,156	354	184	170	3,616
	市場経由率(B)／(A)	60.2%	69.5%	43.4%	51.9%	9.5%	14.8%	6.9%	77.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,942	6,074	1,868	2,411	212	133	79	1,250
	中央卸売市場のシェア(C)／(A)	36.4%	43.3%	24.1%	39.6%	5.7%	10.8%	3.2%	26.9%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(注)1. 得られる資料の中で市場間取引等の重複分を除いて推計したものである。

2. 塩干・加工品の取扱量は原魚換算している。

3. 食肉についてはラウンドしたため、計算値が合わないことがある。

4. 中央卸売市場の取扱量には、転送分を含んでいる。

III 中央卸売市場関係

1 中央卸売市場の現状

(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数

市場数		取扱金額	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央卸売市場	64市場 (40都市)	億円 40,263	(経営体数) 162	3,278	24,318
青 果	49市場 (37都市)	20,001	70	1,337	11,358
水産物	35市場 (30都市)	15,921	56	1,782	3,712
食 肉	10市場 (10都市)	2,917	10	67	1,818
花 き	14市場 (10都市)	1,236	18	80	6,860
その他の	6市場 (5都市)	188	8	12	570

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注)1. 市場数、卸売業者数:28年度末、他の業者数:27年度末、取扱金額:27年度

2. 中央卸売市場の総合市場は37、青果物単独市場は12、水産物単独市場は4である。

3. 平成29年4月現在の中央卸売市場数は全体で64(40都市)(うち青果49(37都市)、水産物35(30都市)、食肉10(10都市)、花き14(10都市)、その他6(5都市))。平成29年4月現在の中央卸売市場卸売業者数は全体で161、うち青果69、水産物56、食肉10、花き18、その他8である。

(2) 中央卸売市場の取扱実績の推移

単位:数量=千トン、金額=億円)

区分	年度		10年度	15	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	野菜	数量 金額	7,414 17,263	7,086 13,921	6,911 13,485	6,869 13,443	6,752 13,363	6,564 13,087	6,243 13,793	6,274 13,158	6,291 12,391	6,281 13,215	6,111 13,079	5,964 13,903
青 果	果実	数量 金額	3,104 9,483	2,808 7,435	2,318 7,200	2,334 6,851	2,329 6,596	2,291 6,015	1,988 6,239	1,977 5,974	1,975 5,904	1,907 5,963	1,854 6,025	1,692 6,098
	計	数量 金額	10,648 27,143	10,012 21,662	9,229 20,685	9,203 20,294	9,082 19,960	8,855 19,102	8,232 20,032	8,251 19,132	8,265 18,295	8,188 19,178	7,966 19,104	7,656 20,001
	生鮮	数量 金額	1,651 12,895	1,478 10,616	1,318 9,978	1,294 9,738	1,242 9,292	1,191 8,498	1,107 8,169	1,041 7,707	990 7,409	908 7,373	855 7,358	821 7,483
水 産 物	冷凍	数量 金額	846 7,789	768 5,966	616 5,455	601 5,303	557 4,920	525 4,322	505 4,262	464 4,150	475 3,971	440 4,044	379 3,953	360 3,861
	加工	数量 金額	1,089 8,485	977 6,803	850 6,262	794 6,000	751 5,744	719 5,403	680 5,124	628 4,861	585 4,618	570 4,558	530 4,502	520 4,549
	計	数量 金額	3,602 29,292	3,238 23,477	2,797 21,779	2,702 21,107	2,561 20,014	2,444 18,275	2,299 17,597	2,139 16,758	2,056 16,039	1,925 16,014	1,769 15,839	1,707 15,921
	生鮮	数量 金額	144 1,974	139 1,866	131 2,103	137 2,098	137 1,926	137 1,803	134 1,821	134 1,630	136 1,837	136 2,052	134 2,229	122 2,469
食 肉	豚	数量 金額	95 405	93 364	80 353	83 391	82 374	85 326	82 350	79 334	80 321	84 387	80 444	81 408
	その他	数量 金額	4 16	4 13	5 21	4 27	4 28	5 29	5 27	4 25	2 23	4 35	4 46	4 39
	計	数量 金額	243 2,394	236 2,243	216 2,477	224 2,516	223 2,328	226 2,158	221 2,198	217 1,989	218 2,181	224 2,475	218 2,719	208 2,917
	花 き	数量 金額	1,562 1,562	1,581 1,551	1,551 1,559	1,559 1,434	1,434 1,402	1,346 1,337	1,337 1,235	1,235 1,268	1,268 1,257	1,257 1,236	1,236 1,236	1,236 1,236

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注)1. 青果及び水産物の計欄は、それぞれが取り扱うその他物品を含むため、区分の合計と合致しないことがある。

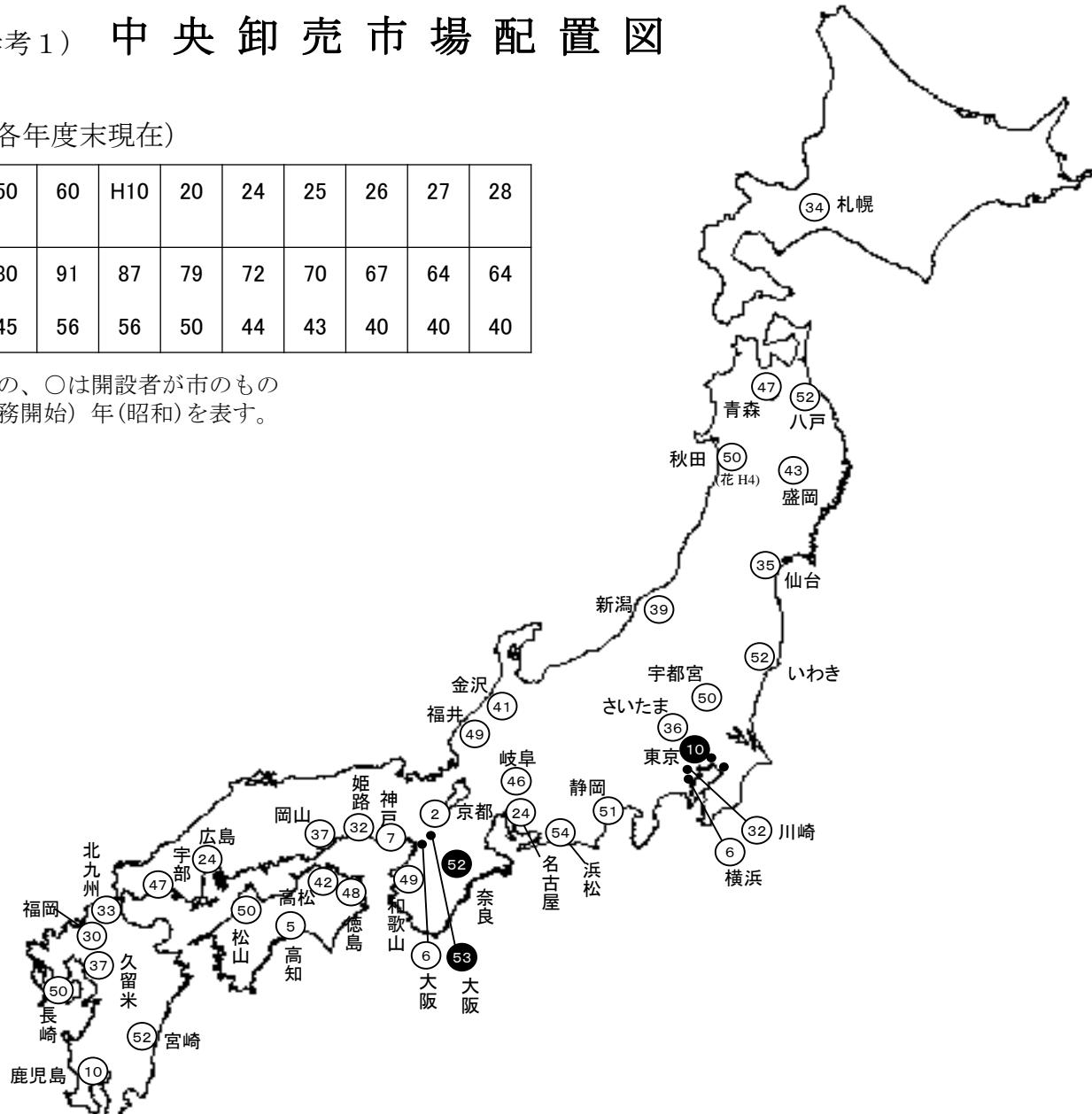
2. 数量は製品ベースの重量であり、生鮮換算していない。

(参考 1) 中央卸売市場配置図

○ 中央卸売市場数の推移（各年度末現在）

年度	S20	30	40	50	60	H10	20	24	25	26	27	28
市場数	20	27	52	80	91	87	79	72	70	67	64	64
開設都市数	8	13	23	45	56	56	50	44	43	40	40	40

(注) ●は開設者が都府県のもの、○は開設者が市のものであり、数値は開設（業務開始）年（昭和）を表す。



(参考2) 開設都市、市場数、取扱金額一覧 (中央卸売市場)

(単位: 億円)

番号	開設都市名	開設市場数								取扱金額				
		計	青果水産花き	青果水産	青果花き	青果	水産	食肉	花き	青果	水産物	食肉	花き	
1	札幌	1		1						661	1,000			
2	青森	1	(1)	1						138	264		10	
3	八戸	1			1					236			13	
4	盛岡	1		1						202	147			
5	仙台	2	1					1		486	800	217	95	
6	秋田	1							1				22	
7	いわき	1	(1)	1						161	147		7	
8	宇都宮	1		1						304	116			
9	さいたま	1							1				80	
10	東京都	11	1	1	4	3	1	1		5,734	4,656	1,377	887	
11	横浜	2		1				1		1,148	565	181		
12	川崎	1	1							279	256		37	
13	静岡	1		1						210	237			
14	浜松	1		1						292	260			
15	新潟	1	1							242	448		33	
16	金沢	1		1						256	523			
17	福井	1	1							94	114		8	
18	名古屋	3		2				1		1,368	1,269	178		
19	岐阜	1		1						504	122			
20	京都	2		1				1		717	399	129		
21	大阪府	1		1						501	405			
22	大阪市	3		2				1		1,859	1,619	267		
23	神戸	3	1	1				1		442	396	163	32	
24	姫路	1					1				201			
25	和歌山	1		1							157	124		
26	奈良県	1		1							326	139		
27	岡山	1		1							226	293		
28	広島	3	1			1		1			489	292	76	63
29	宇部	1				1					102			
30	徳島	1		1							193	264		
31	高松	1		1							163	156		
32	松山	1				1					216			
33	高知	1				1					157			
34	北九州	1				1					369			
35	福岡	3				1(3)	1	1			692	475	248	
36	長崎	1					1				165			
37	久留米	1		1							88	56		
38	宮崎	1				1					319			
39	鹿児島	2					1	1			360	177		
40	沖縄県	1				1					144			29
合計		64	7	24	6	12	4	10	1	20,001	15,921	2,917	1,236	

・市場数 64市場	・取扱金額	・場内卸売業者数別市場数				
		1社	2社	3社以上	計	
		青果物 20,001 億円				
		水産物 15,921 億円				
		食肉 2,917 億円				
		花き 1,236 億円				
		その他 188 億円				
		青果物 26	22	1	49	
		水産物 7	26	2	35	
		食肉 10	—	—	10	
		花き 10	4	—	14	

- (注) 1 開設市場数は平成28年度末、() 内は平成27~28年度の間に開設していた市場数、取扱金額は平成27年度。
 2 平成29年4月現在の中央卸売市場数は全体で64(40都市)(うち青果49(37都市)、水産物35(30都市)、食肉10(10都市)、花き14(10都市)、その他6(5都市))。
 3 取扱金額は、ラウンドの関係で、合計と内訳が一致しないことがある。

2 中央卸売市場における取引

(1) せり・入札取引の割合(金額ベース)

(単位: %)

項目 年度	青 果		水 産				食 肉	花 き
	野 菜	果 実		鮮 魚	冷 凍	塩干 加 工		
12	34.3	35.3	33.7	26.4	45.3	16.0	6.8	83.0
13	29.9	30.2	30.3	25.4	43.0	15.5	7.3	88.6
14	28.5	28.4	29.4	24.6	42.0	14.6	7.7	90.9
15	26.5	26.2	27.7	24.6	40.8	16.6	6.6	90.7
16	25.3	24.9	26.4	23.1	38.1	16.3	6.2	90.7
17	24.9	24.1	26.4	23.2	37.8	16.3	6.5	91.3
18	21.6	20.6	23.8	21.6	36.0	15.0	4.7	90.9
19	20.3	18.8	23.5	21.3	35.5	14.2	4.9	87.3
20	18.7	17.3	21.4	20.8	34.7	13.9	4.5	85.8
21	17.7	16.7	19.8	20.2	33.5	13.9	4.5	86.0
22	17.1	15.9	19.9	19.8	32.4	13.5	4.9	86.1
23	14.9	13.4	18.0	19.9	32.5	15.8	3.5	84.7
24	12.6	10.6	16.8	19.0	31.4	12.5	5.0	86.1
25	11.6	9.8	15.7	17.9	29.5	12.1	4.5	86.6
26	11.2	9.4	15.2	17.6	28.8	11.2	4.9	86.3
27	10.6	8.8	14.6	17.1	27.6	11.0	5.0	87.2
								23.0

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(2) 委託集荷の割合(金額ベース)

(単位: %)

項目 年度	青 果		水 産				食 肉	花 き
	野 菜	果 実		鮮 魚	冷 凍	塩干 加 工		
12	75.0	79.0	69.0	34.1	55.2	13.5	20.2	91.6
13	73.9	78.5	67.2	33.2	54.0	13.1	19.4	91.5
14	73.5	77.4	67.1	32.3	53.1	12.8	18.8	93.1
15	72.3	76.6	65.0	32.1	52.0	12.9	18.1	93.7
16	71.2	75.3	64.4	30.9	50.9	12.2	17.0	94.0
17	70.1	74.1	63.4	29.9	48.9	11.3	16.4	94.4
18	69.6	73.3	63.4	28.8	47.0	10.7	15.6	94.3
19	68.7	72.7	61.6	27.7	45.2	10.4	14.8	94.2
20	67.4	70.7	60.6	27.0	44.1	10.0	14.2	93.5
21	66.3	69.4	59.6	26.0	42.2	10.0	13.4	94.2
22	65.4	68.1	59.4	24.5	40.3	8.8	12.6	94.2
23	64.5	67.7	57.3	21.2	35.0	7.8	10.9	93.9
24	63.6	67.3	56.0	22.4	37.2	7.7	11.2	94.1
25	62.7	66.7	54.7	21.2	35.1	7.6	10.8	94.1
26	61.6	65.6	52.7	20.2	33.8	7.2	9.7	94.3
27	61.3	65.2	52.3	19.4	32.7	6.3	8.5	94.9
								90.7

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

3 中央卸売市場の卸売業者の状況

(1) 中央卸売市場卸売業者数の推移

区分	年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	市場数	71	71	71	69	66	64	61	60	58	57	56	53	49	49
青果部	業者数	100	98	96	93	91	90	86	85	82	79	76	73	72	70
	市場数	53	53	53	52	50	49	48	46	44	43	39	36	35	35
水産物部	業者数	92	92	91	88	87	85	83	78	73	69	61	57	56	56
	市場数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
食肉部	業者数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	市場数	25	25	25	24	24	23	23	22	21	19	19	18	16	14
花き部	業者数	31	31	31	30	31	29	29	28	27	24	24	23	20	18
	市場数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6
その他	業者数	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	8	8	8
	市場数	86	86	86	84	81	79	76	74	72	72	70	67	64	64
計	業者数	241	239	236	230	228	224	218	210	201	191	180	171	166	162

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 各年度末現在の市場数及び業者数である。

2. 平成20年度までの業者数については、2社が青果部・花き部両方に属しているため、計と一致しない。

(2) 中央卸売市場卸売業者の取扱金額

(単位：億円、() 内前年比%)

区分 年度	青果	水産物	食肉	花き	加工食料品	合計
15	21,662 (95.6)	23,477 (93.1)	2,243 (103.7)	1,581 (101.7)	312 (96.3)	49,275 (94.9)
16	21,800 (100.6)	22,735 (96.8)	2,477 (110.4)	1,553 (98.2)	318 (101.9)	48,883 (99.2)
17	20,299 (93.1)	22,035 (96.9)	2,490 (100.5)	1,537 (99.0)	313 (98.4)	46,674 (95.5)
18	20,685 (101.9)	21,779 (98.8)	2,477 (99.5)	1,551 (100.9)	304 (97.1)	46,796 (100.3)
19	20,294 (98.1)	21,107 (96.9)	2,516 (101.6)	1,559 (100.5)	286 (94.1)	45,762 (97.8)
20	19,960 (98.4)	20,014 (94.8)	2,328 (92.5)	1,434 (92.0)	285 (99.7)	44,021 (96.2)
21	19,102 (95.7)	18,275 (91.3)	2,158 (92.7)	1,402 (97.8)	271 (95.1)	41,208 (93.6)
22	20,032 (104.9)	17,597 (96.3)	2,198 (101.9)	1,346 (96.0)	271 (100.0)	41,444 (100.6)
23	19,132 (95.5)	16,758 (95.2)	1,989 (90.5)	1,337 (99.3)	260 (95.9)	39,476 (95.3)
24	18,295 (95.6)	16,039 (95.7)	2,181 (109.7)	1,235 (92.4)	267 (102.7)	38,017 (96.3)
25	19,178 (104.8)	16,014 (99.8)	2,475 (113.5)	1,268 (102.7)	228 (85.4)	39,163 (103.0)
26	19,104 (99.6)	15,839 (98.9)	2,719 (109.9)	1,257 (99.1)	191 (83.8)	39,110 (99.9)
27	20,001 (104.7)	15,921 (100.5)	2,917 (107.3)	1,236 (98.3)	188 (98.4)	40,263 (102.9)

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(3) 中央卸売市場の取扱規模別卸売業者数 (27年度)

区分	取扱規模別卸売業者数						1業者当たり取扱金額 (億円)		
	50億円 未満	50～100 億円未満	100～500 億円未満	500～1,000 億円未満	1,000億円 以上	計			
	平均	最高	最低						
青果	2 (2.8)	16 (22.2)	44 (61.1)	8 (11.1)	2 (2.8)	72 (100)	278	2,124	19
水産物	1 (1.8)	11 (19.6)	37 (66.1)	4 (7.1)	3 (5.4)	56 (100)	284	1,369	43
食肉	-	2 (20.0)	7 (70.0)	-	1 (10.0)	10 (100)	292	1,377	76
花き	(10億円 未満)	(10～30 億円未満)	(30～50 億円未満)	(50～100 億円未満)	(100億円 以上)	(計)	62	285	7
	3 (15.0)	4 (20.0)	6 (30.0)	5 (25.0)	2 (10.0)	20 (100)			

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. () 内は構成比 (%) である。ラウンドのため、内訳の合計が100にならないことがある。

2. 取扱規模には兼業部門を含まない。

3. 業者数は年度内に廃業等した業者数を含むため、年度末現在の業者数と合致しないことがある。

(4) 中央卸売市場卸売業者の卸売相手先別金額割合 (27年度)

(単位：%)

	青果	水産物	食肉	花き
仲卸業者	64.8	59.7	35.4	25.2
大都市	53.5	61.7	35.4	31.6
うち東京	54.5	53.3	66.7	23.4
うち大阪	92.1	72.2	11.0	—
売買参加者	25.6	17.8	63.9	72.5
その他	9.6	22.5	0.7	2.3

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 大都市とは、政令指定都市にある市場及び開設者が都府県である市場を指す(大阪は大阪府及び大阪市)。

2. ラウンドのため、合計が100にならないことがある。

(5) 中央卸売市場における市場外指定保管場所の状況 (27年度)

	青果	水産物	食肉	花き
開設区域内で開設者が指定	卸売業者数	33	48	4
	場所数	124	862	62
開設区域の周辺の地域で大臣が指定	卸売業者数	15	21	1
	場所数	103	547	44

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 「市場外指定保管場所」は、卸売市場法第39条第1号の規定により開設者又は農林水産大臣が指定した場所。

2. 「卸売業者数」は、事業報告書において市場外指定保管場所の記載のあった卸売業者の数。

3. 「場所数」は、各卸売業者の事業報告書に記載された市場外指定保管場所の数の合計。同一の場所が複数の卸売業者の事業報告書に記載されている場合もあるため重複を含む延べ数。

(6) 中央卸売市場における承認保管場所(予約相対取引)及び電子商取引に係る商物分離取引の状況(27年度)

	青果	水産物	食肉	花き
承認保管場所 (予約相対取引)	卸売業者数	4	1	0
	取扱数量 (トン)	9,091	550	0
	取扱金額 (百万円)	2,030	371	0
電子商取引	卸売業者数	3	2	0
	取扱数量 (トン)	16,754	156	0
	取扱金額 (百万円)	3,963	204	0

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 「承認保管場所(予約相対取引)」は、卸売市場法第39条第2号前段の規定による卸売。「電子商取引」は、同号後段の規定による卸売。

2. 「卸売業者数」は、事業報告書に記載のあった卸売業者の数。「取扱数量」及び「取扱金額」は、各卸売業者の事業報告書に記載された数値の合計。

4 集荷の状況

(1) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況(青果)

(単位:百万円、%)

区分、年度	項目	取扱高 合計金額	左の集荷先別割合									
			生産者 個人	生産者 任意 組合	農協系 統出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
野菜	14	全国計	1,389,283	9.8	6.6	56.2	12.3	7.0	2.1	3.5	2.6	100.1
		大都市	947,024	8.8	5.4	62.5	10.3	7.2	1.4	1.7	2.6	99.9
		中都市	442,260	11.9	9.0	42.6	16.7	6.7	3.5	7.1	2.6	100.1
	15	全国計	1,380,054	9.7	6.2	56.0	12.4	7.4	2.1	3.4	2.9	100.1
		大都市	946,733	7.9	5.2	62.6	10.5	7.4	1.6	1.7	3.0	99.9
		中都市	433,322	13.4	8.3	41.5	16.4	7.2	3.3	7.0	2.8	99.9
	16	全国計	1,351,852	9.9	6.1	55.9	13.2	7.0	2.1	3.1	2.7	100.0
		大都市	920,612	8.4	5.2	62.5	11.5	6.7	1.5	1.6	2.6	100.0
		中都市	431,241	13.2	7.9	42.0	16.8	7.6	3.3	6.3	2.9	100.0
	17	全国計	1,301,827	9.5	5.8	55.0	13.2	8.1	2.2	2.9	3.2	99.9
		大都市	873,967	7.8	5.1	60.9	11.6	8.0	1.6	1.4	3.6	100.0
		中都市	427,860	12.9	7.3	42.9	16.7	8.1	3.4	6.1	2.5	99.9
果物	18	全国計	1,322,098	9.7	5.7	55.9	12.3	7.4	2.1	2.7	4.2	100.0
		大都市	927,672	8.3	4.9	61.2	10.4	7.5	1.6	1.4	4.7	100.0
		中都市	394,426	13.1	7.6	43.2	16.7	7.2	3.3	6.0	2.9	100.0
	19	全国計	1,320,317	9.0	6.2	56.4	12.0	7.4	2.1	2.7	4.2	100.0
		大都市	958,959	8.1	4.7	61.2	10.4	7.6	1.7	1.5	4.8	100.0
		中都市	361,358	11.3	10.1	43.8	16.3	6.8	3.3	5.6	2.8	100.0
	20	全国計	1,312,591	9.1	6.1	55.6	12.5	7.3	2.1	2.6	4.8	100.1
		大都市	989,244	8.1	4.7	59.4	11.2	7.7	1.6	1.7	5.6	100.0
		中都市	323,647	12.1	10.5	43.7	16.4	5.9	3.5	5.6	2.4	100.1
	21	全国計	1,285,340	9.1	6.0	55.7	12.4	7.6	2.2	2.6	4.3	100.0
		大都市	990,389	8.2	4.4	59.7	11.4	7.9	1.7	1.7	5.1	100.0
		中都市	294,951	12.2	11.2	42.5	15.8	6.6	4.1	5.8	1.8	100.0
花き	22	全国計	1,358,706	8.7	5.8	55.7	12.6	8.4	2.1	2.8	3.8	100.0
		大都市	1,048,026	7.7	4.3	59.6	11.8	8.9	1.6	1.8	4.5	100.0
		中都市	310,680	12.2	10.8	42.7	15.5	6.9	4.0	6.2	1.7	100.0
	23	全国計	1,297,765	7.9	5.8	56.0	12.1	9.2	2.5	2.5	4.2	100.0
		大都市	1,011,991	6.6	4.1	59.7	11.4	9.8	2.0	1.6	4.8	100.0
		中都市	285,774	12.4	11.5	42.7	14.5	7.2	4.2	5.6	1.9	100.0
	24	全国計	1,221,284	7.7	5.9	56.2	11.9	9.3	2.5	2.6	3.9	100.0
		大都市	962,065	6.4	4.3	59.9	11.3	9.8	2.1	1.8	4.4	100.0
		中都市	259,219	12.5	11.9	42.6	14.1	7.4	3.8	5.5	2.1	99.9
	25	全国計	1,304,398	7.5	5.8	56.3	11.7	9.8	2.6	2.7	3.6	100.0
		大都市	1,033,134	6.3	4.3	59.7	11.1	10.2	2.3	1.9	4.2	100.0
		中都市	271,264	12.2	11.3	43.3	13.9	8.3	3.6	5.7	1.7	100.0
果物	26	全国計	1,291,276	7.0	5.9	56.9	11.2	9.5	2.4	2.8	4.3	100.0
		大都市	1,035,689	5.8	4.3	60.3	10.2	10.4	2.1	2.0	4.9	100.0
		中都市	255,587	11.7	12.0	43.3	15.5	6.1	3.8	5.9	1.8	100.1
	27	全国計	1,374,292	7.0	5.7	57.0	11.8	9.7	2.6	2.6	3.6	100.0
		大都市	1,104,971	5.9	4.3	60.6	10.6	10.6	2.2	1.8	4.0	100.0
	中都市	269,321	11.3	11.6	42.2	16.8	5.9	4.3	5.8	2.0	99.9	

(単位:百万円、%)

区分、年度	項目	取扱高 合計金額	左の集荷先別割合									
			生産者 個人	生産者 任意 組合	農協系 統出荷 団体	产地 出荷 業者	商社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
果	14	全国計	750,664	5.9	4.4	60.9	6.7	14.0	3.1	3.0	2.0	100.0
		大都市	500,519	4.9	3.3	67.8	5.3	13.3	2.2	1.3	2.0	100.1
		中都市	250,145	7.8	6.7	47.0	9.4	15.5	5.0	6.4	2.1	99.9
	15	全国計	737,101	5.5	4.4	59.1	7.0	15.3	3.3	3.0	2.4	100.0
		大都市	497,927	4.2	3.4	65.6	5.5	15.1	2.4	1.4	2.4	100.0
		中都市	239,174	8.2	6.5	45.5	10.2	15.9	5.0	6.3	2.4	100.0
	16	全国計	727,338	5.9	4.6	59.3	7.3	15.0	3.0	2.8	2.0	99.9
		大都市	487,745	4.6	3.7	65.7	6.1	14.7	2.2	1.2	2.0	100.2
		中都市	239,592	8.5	6.6	46.5	10.0	15.5	4.7	6.1	2.1	100.0
	17	全国計	700,137	5.7	4.3	59.2	7.6	15.2	3.0	2.8	2.2	100.0
		大都市	464,930	4.2	3.5	65.4	6.4	14.8	2.2	1.2	2.3	100.0
		中都市	235,208	8.7	5.9	47.0	9.8	16.1	4.7	6.0	1.8	100.0
	18	全国計	719,941	6.6	4.6	59.1	7.0	14.3	3.0	2.8	2.5	99.9
		大都市	497,508	5.3	4.1	64.9	5.8	13.8	2.1	1.2	2.8	100.0
		中都市	222,432	9.6	5.9	46.1	9.7	15.6	5.1	6.4	1.7	100.1
実	19	全国計	685,133	5.9	4.5	59.5	7.1	14.6	3.2	2.8	2.4	100.0
		大都市	487,188	5.0	3.8	64.6	6.2	13.9	2.4	1.4	2.7	100.0
		中都市	197,945	8.2	6.1	47.0	9.3	16.4	5.0	6.3	1.7	100.0
	20	全国計	659,639	5.9	4.4	58.4	7.0	15.5	3.2	2.8	2.8	100.0
		大都市	494,064	5.0	3.7	62.8	6.2	14.9	2.7	1.6	3.1	100.0
		中都市	165,575	8.6	6.6	45.3	9.4	17.3	4.6	6.3	1.8	99.9
	21	全国計	600,620	6.1	4.4	58.9	7.1	15.5	3.2	2.4	2.5	100.0
		大都市	463,552	5.1	3.5	63.1	6.2	15.2	2.6	1.6	2.8	100.0
		中都市	137,068	9.6	7.5	44.5	10.4	16.5	5.1	5.0	1.3	100.0
	22	全国計	623,915	6.2	4.7	59.0	7.4	14.5	3.3	2.5	2.5	100.0
		大都市	483,809	5.1	3.8	63.0	6.7	14.2	2.7	1.6	2.8	100.0
		中都市	140,106	9.7	7.7	45.1	9.7	15.7	5.4	5.4	1.3	100.0
	23	全国計	597,405	5.1	4.5	59.6	7.5	15.3	3.4	2.3	2.2	100.0
		大都市	471,865	3.9	3.7	63.3	6.9	15.2	3.0	1.5	2.4	100.0
		中都市	125,541	9.4	7.7	45.5	9.9	15.8	5.0	5.3	1.4	100.0
	24	全国計	595,696	4.9	4.5	59.9	7.2	15.3	3.2	2.2	2.7	99.9
		大都市	477,712	3.7	3.7	63.3	6.7	15.1	2.8	1.5	3.1	99.9
		中都市	117,984	9.6	7.7	46.2	9.3	15.9	5.0	4.8	1.5	100.0
	25	全国計	596,340	4.8	4.3	60.4	6.9	15.9	3.3	2.2	2.2	100.0
		大都市	480,605	3.6	3.4	64.0	6.3	15.7	3.1	1.5	2.4	100.0
		中都市	115,736	9.4	7.5	46.9	8.7	16.4	4.5	5.0	1.6	100.0
	26	全国計	602,514	4.7	4.3	59.9	7.2	15.6	2.9	2.0	3.3	99.9
		大都市	493,639	3.7	3.5	63.0	6.5	15.7	2.4	1.4	3.7	99.9
		中都市	108,875	9.1	7.9	46.1	10.3	15.0	5.1	5.0	1.5	100.0
	27	全国計	609,803	4.4	4.4	60.1	7.7	15.8	3.1	2.0	2.5	100.0
		大都市	501,038	3.4	3.7	63.4	7.1	15.8	2.6	1.3	2.7	100.0
		中都市	108,765	8.7	7.8	45.1	10.8	15.8	5.4	4.8	1.4	99.8

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 大都市とは政令指定都市にある市場及び開設者が都府県である市場を指す。
2. ラウンドの関係で合計が100%にならないことがある。

(参考) 全国の青果物卸売市場の他市場からの転送による入荷量

(単位:千トン、%)

	平成元年	平成5年	平成10年	平成20年	平成24年	平成25年	平成26年
野菜	1,204 (8.5)	1,305 (9.6)	526 (5.7)	394 (4.8)	345 (4.5)	354 (4.6)	346 (4.5)
果実	542 (7.5)	512 (7.5)	175 (5.6)	114 (4.9)	92 (4.8)	86 (4.5)	79 (4.1)

資料:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査報告」

- (注) 1. ()内は青果物卸売市場の卸売数量に占める割合である。
2. 調査対象は①中央卸売市場の全卸売会社、②県庁所在都市等に所在する地方卸売市場の卸売会社であって当該都市における年間取扱数量の80%までをカバーする上位の卸売会社。

(2) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況(水産物)

(単位:百万円、%)

区分、年度	項目 取扱高 合計金額	左の集荷先別割合										
		生産者 個人	生産者 任意 組合	出荷 団体	产地 出荷 業者	商社	水産 会社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
生 鮮	全国計	1,068,281	10.7	2.2	11.6	46.2	3.3	3.8	3.2	1.3	17.7	100.0
	14 大都市	722,822	9.4	2.6	11.2	48.1	2.9	4.2	2.3	0.9	18.3	99.9
	中都市	345,458	13.5	1.2	12.5	42.2	4.1	3.0	5.0	2.1	16.4	100.0
	全国計	1,034,182	9.8	2.2	12.1	47.5	2.7	3.6	3.0	1.2	17.9	100.0
	15 大都市	709,859	8.2	2.6	11.6	48.8	3.1	3.8	2.4	0.8	18.8	100.1
	中都市	324,323	13.3	1.2	13.2	44.5	1.9	3.1	4.5	2.2	16.1	100.0
	全国計	990,747	9.7	2.1	12.0	47.7	2.9	3.6	3.1	1.2	17.8	100.1
	16 大都市	684,429	7.9	2.5	11.5	49.2	3.3	3.8	2.7	0.8	18.3	100.0
	中都市	306,318	13.7	1.0	13.1	44.4	1.8	3.2	4.1	2.0	16.6	99.9
	全国計	1,004,953	8.8	1.9	12.5	47.3	3.0	3.9	3.0	1.2	18.4	100.0
	17 大都市	709,653	7.0	2.1	12.0	48.5	3.3	4.2	2.7	0.8	19.4	100.0
	中都市	295,300	13.1	1.2	13.8	44.5	2.2	3.2	3.8	2.0	16.2	100.0
	全国計	997,805	8.7	2.0	12.9	47.6	2.9	3.6	3.1	1.1	18.1	100.0
	18 大都市	710,206	6.8	2.3	12.1	49.1	3.2	4.0	2.8	0.8	18.9	100.0
	中都市	287,599	13.5	1.2	14.7	43.9	2.3	2.7	3.9	1.8	16.1	100.1
	全国計	973,802	8.4	2.0	12.9	47.1	2.6	4.6	3.1	1.1	18.3	100.1
	19 大都市	688,530	6.7	2.0	12.8	48.8	2.9	4.1	2.8	0.8	19.2	100.1
	中都市	285,272	12.5	2.0	13.1	43.0	1.8	6.0	3.9	1.6	16.3	100.2
	全国計	929,151	8.0	2.4	12.6	48.4	2.5	5.1	2.8	1.1	17.1	100.0
	20 大都市	693,659	6.6	2.6	12.3	49.2	2.8	5.3	2.6	0.9	17.8	100.1
	中都市	235,492	12.1	1.9	13.5	46.1	1.6	4.5	3.6	1.6	15.0	99.9
	全国計	849,782	7.9	2.1	12.5	48.5	2.5	5.1	2.9	1.1	17.3	99.9
	21 大都市	664,177	6.6	2.2	12.2	49.4	2.8	5.4	2.8	0.9	17.8	100.1
	中都市	185,605	12.6	1.8	13.6	45.5	1.7	3.9	3.5	1.7	15.7	100.0
	全国計	816,929	8.0	2.0	12.8	48.0	2.5	5.5	3.1	1.3	16.9	100.0
	22 大都市	632,738	6.4	2.1	12.6	48.8	2.7	5.8	2.8	1.0	17.8	100.0
	中都市	184,190	13.2	1.7	13.7	45.3	1.8	4.3	3.8	2.3	13.8	100.0
	全国計	770,740	7.7	2.0	12.6	48.4	2.6	5.9	2.9	1.3	16.6	100.0
	23 大都市	611,264	6.0	2.1	12.1	49.7	2.7	6.2	2.7	1.0	17.4	99.9
	中都市	159,476	14.1	1.6	14.5	43.4	2.2	4.4	3.7	2.3	13.7	99.9
	全国計	740,935	7.6	1.9	12.7	48.5	2.6	6.0	3.1	1.3	16.2	99.9
	24 大都市	596,670	5.9	1.9	12.1	49.6	2.7	6.2	3.0	1.1	17.4	99.9
	中都市	144,265	14.5	1.7	15.1	44.0	2.3	5.0	3.5	2.5	11.5	100.1
	全国計	737,327	6.8	1.6	12.2	47.8	2.7	6.8	3.0	1.1	18.0	100.0
	25 大都市	605,541	5.6	1.8	11.5	48.1	2.7	7.1	2.8	1.0	19.3	99.9
	中都市	131,785	12.1	0.8	15.1	46.4	2.2	5.3	4.2	1.7	12.1	99.9
	全国計	735,808	6.8	1.7	12.9	48.6	2.6	7.0	3.2	1.1	16.1	100.0
	26 大都市	619,555	5.8	1.9	12.1	49.1	2.8	7.4	3.0	1.0	17.0	100.1
	中都市	116,253	12.0	0.4	16.9	45.9	2.0	4.9	4.5	1.7	11.6	99.9
	全国計	748,332	6.6	1.5	13.3	48.0	2.6	7.0	3.1	1.1	16.8	100.0
	27 大都市	629,677	5.7	1.7	12.4	48.6	2.8	7.3	2.9	1.0	17.7	100.1
	中都市	118,654	10.9	0.4	18.3	45.1	1.8	5.4	4.3	1.6	12.2	100.0

(単位:百万円、%)

項目 区分、年度		取扱高 合計金額	左の集荷先別割合										
			生産者 個人	生産者 任意組合	出荷 団体	产地 出荷業者	商社	水産 会社	他市場 卸売業者	他市場 仲卸業者	その他	計	
冷凍	14	全国計	651,400	2.0	0.2	2.1	27.7	10.3	19.1	5.8	0.6	32.4	100.2
		大都市	498,881	1.9	0.1	2.0	28.8	8.6	18.3	5.4	0.5	34.4	100.0
		中都市	152,519	2.3	0.4	2.2	24.2	15.7	21.7	7.0	0.8	25.5	99.8
	15	全国計	572,950	2.0	0.2	1.9	28.6	10.4	16.3	5.6	0.5	34.6	100.1
		大都市	437,948	1.9	0.1	1.8	30.2	8.6	14.9	5.2	0.5	36.8	100.0
		中都市	135,002	2.3	0.4	2.2	23.4	16.0	20.8	7.0	0.7	27.1	99.9
	16	全国計	562,133	1.8	0.1	1.9	27.2	11.3	16.2	6.2	0.6	34.5	99.8
		大都市	426,715	1.9	0.1	1.8	28.4	9.5	15.3	5.8	0.6	36.7	100.1
		中都市	135,418	1.7	0.3	2.4	23.5	17.2	19.1	7.5	0.6	27.7	100.0
	17	全国計	548,471	1.4	0.1	2.1	25.6	11.7	20.3	6.4	0.8	31.7	100.1
		大都市	426,871	1.4	0.1	1.5	27.3	9.8	19.9	5.7	0.8	33.5	100.0
		中都市	121,599	1.3	0.3	4.2	19.6	18.4	21.7	8.7	0.8	25.1	100.1
	18	全国計	545,505	1.4	0.1	1.9	25.2	11.6	20.6	5.7	0.8	32.7	100.0
		大都市	426,249	1.3	0.1	1.3	26.6	10.0	20.1	5.3	0.8	34.5	100.0
		中都市	119,257	1.6	0.2	4.3	20.1	17.2	22.3	7.2	0.8	26.2	99.9
	19	全国計	530,338	1.5	0.2	1.9	26.1	11.3	20.1	5.3	0.7	32.9	100.0
		大都市	410,734	1.5	0.1	1.3	26.7	10.3	19.8	5.0	0.8	34.7	100.2
		中都市	119,604	1.6	0.4	4.2	24.3	14.8	21.3	6.3	0.7	26.4	100.0
	20	全国計	492,037	1.5	0.2	1.9	26.4	11.6	20.3	4.8	0.6	32.7	100.0
		大都市	405,149	1.5	0.1	1.2	26.4	10.7	20.0	4.5	0.6	34.9	99.9
		中都市	86,888	1.2	0.2	5.0	26.4	15.9	21.8	6.2	0.8	22.5	100.0
	21	全国計	432,165	1.5	0.2	2.3	25.8	12.5	20.7	4.7	0.7	31.6	100.0
		大都市	364,398	1.6	0.2	1.8	25.8	11.9	20.6	4.5	0.7	33.0	100.1
		中都市	67,767	1.1	0.3	5.3	25.9	15.6	21.5	5.5	0.7	24.1	100.0
	22	全国計	426,202	1.4	0.3	2.5	25.7	13.2	20.9	4.5	0.8	30.7	100.0
		大都市	357,759	1.4	0.2	2.1	25.3	12.0	21.3	4.5	0.9	32.3	100.0
		中都市	68,442	1.3	0.3	4.9	27.7	19.2	18.4	4.9	0.8	22.4	100.0
	23	全国計	415,021	1.3	0.2	2.7	25.8	12.8	20.9	4.8	0.9	30.7	100.1
		大都市	356,005	1.4	0.2	2.3	25.0	12.2	21.4	4.7	0.9	32.0	100.1
		中都市	59,016	0.6	0.1	5.3	30.4	16.3	17.9	5.3	0.9	23.2	100.0
	24	全国計	397,086	1.3	0.1	3.0	25.4	11.7	20.9	4.6	1.0	31.9	99.9
		大都市	342,651	1.4	0.1	2.5	24.1	10.7	21.6	4.5	1.0	34.0	99.9
		中都市	54,435	1.0	0.1	5.7	33.7	17.8	17.0	4.9	0.7	19.0	99.9
	25	全国計	404,439	1.5	0.2	3.1	24.9	11.3	21.1	5.0	0.6	32.3	100.0
		大都市	347,559	1.6	0.2	2.6	23.1	10.7	21.5	4.9	0.7	34.8	100.1
		中都市	56,880	1.0	0.1	6.3	36.0	15.2	18.6	5.1	0.5	17.1	99.9
	26	全国計	395,259	1.6	0.2	3.4	25.7	10.6	22.4	5.1	0.6	30.4	100.0
		大都市	343,214	1.8	0.3	2.8	24.0	10.1	22.6	5.1	0.6	32.8	100.1
		中都市	52,045	0.7	0.0	7.6	37.2	13.8	20.6	5.3	0.3	14.5	100.0
	27	全国計	386,142	1.9	0.2	3.4	24.4	10.7	23.4	5.2	0.6	30.1	99.9
		大都市	332,258	2.1	0.2	2.6	22.7	10.0	23.8	5.2	0.6	32.6	99.8
		中都市	53,884	0.6	0.0	8.0	35.0	15.2	21.2	5.3	0.3	14.4	100.0

(単位:百万円、%)

項目 区分、年度	取扱高 合計金額	左の集荷先別割合										
		生産者 個人	生産者 任意 組合	出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	水産 会社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
	全国計	711,376	9.5	0.6	2.4	46.9	3.9	5.4	4.4	1.1	25.8	100.0
14	大都市	560,838	9.5	0.6	1.7	49.1	3.3	5.4	3.7	0.7	26.0	100.0
	中都市	150,538	9.4	0.6	4.9	39.0	6.1	5.6	6.8	2.7	24.8	99.9
15	全国計	657,091	9.0	0.6	2.2	48.5	3.4	5.4	4.2	1.1	25.6	100.0
	大都市	518,559	9.0	0.6	1.7	50.2	3.2	5.3	3.6	0.7	25.7	100.0
	中都市	138,533	8.9	0.6	4.2	42.1	4.0	6.0	6.5	2.7	25.0	100.0
16	全国計	646,017	8.8	0.5	2.2	47.6	3.7	5.5	4.5	1.1	26.2	100.1
	大都市	511,151	9.0	0.5	1.8	49.0	3.5	5.3	3.8	0.7	26.5	100.1
	中都市	134,866	8.2	0.6	3.8	42.2	4.3	6.0	6.9	2.7	25.2	99.9
17	全国計	638,508	5.2	0.5	2.1	49.1	4.3	6.2	4.6	1.1	26.8	99.9
	大都市	512,805	4.7	0.6	1.7	51.0	3.9	6.2	3.9	0.6	27.5	100.1
	中都市	125,703	7.6	0.5	4.0	41.5	6.0	6.1	7.4	3.0	23.9	100.0
18	全国計	626,204	5.4	0.5	2.1	49.3	4.2	6.3	4.4	1.0	26.8	100.0
	大都市	503,777	4.6	0.5	1.7	51.2	4.2	6.1	3.8	0.6	27.4	100.1
	中都市	122,427	8.6	0.5	3.9	41.4	4.2	7.4	6.6	2.9	24.6	100.1
19	全国計	600,064	5.6	0.5	2.0	49.6	4.0	6.9	4.5	0.8	26.1	100.0
	大都市	476,470	4.8	0.5	1.7	51.7	4.1	6.1	3.9	0.5	26.9	100.2
	中都市	123,594	8.7	0.6	3.4	41.8	3.7	9.9	6.8	1.9	23.3	100.1
20	全国計	573,711	3.9	0.5	2.3	50.3	4.3	7.4	4.2	0.7	26.4	100.0
	大都市	476,128	2.9	0.5	2.0	51.5	4.5	6.9	3.7	0.6	27.4	100.0
	中都市	97,583	9.0	0.6	3.7	44.6	3.6	9.4	6.3	1.3	21.5	100.0
21	全国計	540,252	3.8	0.4	2.3	49.8	4.7	7.8	4.0	0.8	26.5	100.1
	大都市	463,225	2.9	0.4	2.4	50.5	4.8	7.5	3.6	0.7	27.2	100.0
	中都市	77,027	8.9	0.5	1.7	45.6	4.1	9.7	6.1	1.3	22.0	99.9
22	全国計	512,412	3.8	0.4	2.5	49.3	4.8	7.6	4.1	0.8	26.7	100.0
	大都市	433,295	2.8	0.4	2.4	50.0	4.8	7.3	3.8	0.7	27.8	100.0
	中都市	79,117	9.1	0.4	3.5	45.5	4.8	9.2	5.5	1.4	20.5	100.0
23	全国計	486,143	3.5	0.4	2.5	49.2	5.0	7.8	4.1	0.8	26.7	100.0
	大都市	417,710	2.7	0.4	2.3	49.6	5.0	7.6	3.8	0.7	27.8	99.9
	中都市	68,432	8.0	0.3	3.8	46.5	5.0	8.5	6.3	1.5	20.0	99.9
24	全国計	461,794	3.6	0.4	2.4	49.5	5.2	8.0	4.3	0.9	25.7	100.0
	大都市	401,123	2.8	0.4	2.3	49.7	5.1	7.9	4.0	0.8	27.0	100.0
	中都市	60,670	9.0	0.4	3.5	47.7	6.0	8.7	6.5	1.6	16.7	100.1
25	全国計	455,771	3.5	0.3	2.4	46.6	5.4	8.6	4.2	0.8	28.2	100.0
	大都市	397,734	2.5	0.3	2.2	46.4	5.3	8.6	3.9	0.9	30.0	100.1
	中都市	58,036	10.3	0.3	3.5	47.8	6.2	8.3	6.5	1.6	15.6	100.1
26	全国計	450,226	3.5	0.4	2.5	49.5	5.4	9.0	4.0	0.8	25.0	100.1
	大都市	396,316	2.6	0.4	2.4	49.7	5.1	9.0	3.8	0.7	26.4	100.1
	中都市	53,410	10.5	0.2	3.8	47.9	7.7	8.8	5.4	1.5	14.3	100.1
27	全国計	454,922	3.8	0.3	2.5	48.6	5.7	9.0	4.0	0.9	25.2	100.0
	大都市	399,365	2.6	0.4	2.4	48.9	5.3	9.1	3.8	0.8	26.8	100.1
	中都市	55,557	12.0	0.1	3.3	46.2	8.8	8.3	5.4	1.9	13.9	99.9

(単位:百万円、%)

区分、年度	項目	取扱高 合計金額	左の集荷先別割合										
			生産者 個人	生産者 任意 組合	出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	水産 会社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
その他	14	全国計	7,549	9.7	0.2	0.9	38.1	4.2	2.4	4.8	0.5	39.2	100.0
	15	全国計	6,608	9.6	0.0	6.3	33.9	10.4	3.5	5.1	0.4	30.9	100.1
	16	全国計	6,168	8.5	0.0	4.0	36.1	11.1	3.4	5.0	0.3	31.5	99.9
	17	全国計	10,461	5.3	0.0	3.0	20.0	25.9	2.6	2.2	0.3	40.7	100.0
	18	全国計	8,351	5.6	0.0	3.3	21.4	12.5	3.6	2.8	0.5	50.2	99.9
	19	全国計	6,517	6.8	0.0	2.5	22.8	1.3	4.2	3.1	1.6	57.7	100.0
	20	全国計	5,826	5.6	0.0	2.0	17.5	1.3	4.7	3.6	0.6	64.8	100.1
	21	全国計	5,286	2.1	0.1	1.8	19.6	1.4	5.2	3.2	0.5	66.2	100.1
	22	全国計	4,118	1.6	0.0	14.4	3.3	0.5	7.1	0.8	6.9	65.3	100.0
	23	全国計	3,934	0.6	0.0	11.6	3.5	0.7	7.4	0.3	5.9	69.9	99.9
	24	全国計	4,049	0.4	0.0	10.7	3.4	0.5	6.1	0.3	4.8	73.8	100.0
	25	全国計	3,895	0.1	0.1	10.7	11.8	6.2	7.1	0.4	4.3	59.3	100.0
	26	全国計	2,589	0.1	0.0	15.6	31.3	0.7	22.1	1.1	6.6	22.5	100.0
	27	全国計	2,705	0.2	0.0	14.1	33.2	0.7	22.7	0.8	6.2	22.1	100.0
合計	14	全国計	2,438,605	8.0	1.2	6.3	41.5	5.3	8.4	4.2	1.1	24.0	100.0
	15	全国計	2,270,831	7.6	1.2	6.7	43.0	4.9	7.3	4.0	1.0	24.4	100.1
	16	全国計	2,205,065	7.4	1.1	6.5	42.4	5.3	7.4	4.3	1.0	24.6	100.0
	17	全国計	2,202,394	5.9	1.0	6.9	42.3	5.7	8.6	4.3	1.0	24.3	100.0
	18	全国計	2,177,866	5.9	1.1	7.0	42.4	5.5	8.7	4.1	1.0	24.4	100.1
	19	全国計	2,110,721	5.9	1.1	7.0	42.5	5.2	9.2	4.0	0.9	24.3	100.1
	20	全国計	2,000,726	5.2	1.3	7.0	43.5	5.3	9.5	3.7	0.9	23.8	100.2
	21	全国計	1,827,485	5.2	1.2	7.0	43.4	5.5	9.6	3.6	0.9	23.5	99.9
	22	全国計	1,759,662	5.1	1.1	7.4	42.9	5.7	9.8	3.7	1.1	23.2	100.0
	23	全国計	1,675,838	4.9	1.1	7.3	42.9	5.8	10.1	3.7	1.1	23.2	100.1
	24	全国計	1,603,863	4.9	1.0	7.3	43.0	5.6	10.3	3.8	1.1	23.0	100.0
	25	全国計	1,601,432	4.5	0.9	7.1	41.6	5.6	10.9	3.9	0.9	24.6	100.0
	26	全国計	1,583,882	4.5	0.9	7.6	43.1	5.4	11.4	3.9	0.9	22.5	100.2
	27	全国計	1,592,101	4.6	0.8	7.8	42.4	5.5	11.6	3.9	0.9	22.5	100.0

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注)1. 大都市とは政令指定都市にある市場及び開設者が都府県である市場を指す。

2. ラウンドの関係で合計が100%にならないことがある。

5 仲卸業者等の状況

(1) 中央卸売市場仲卸業者数の推移

(単位: 業者)

年度 区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青 果	1,978	1,925	1,846	1,763	1,677	1,629	1,586	1,522	1,498	1,453	1,391	1,337
水産物	2,889	2,836	2,735	2,625	2,536	2,472	2,405	2,293	2,193	2,036	1,854	1,782
食 肉	91	89	85	82	80	80	78	79	79	73	69	67
花 き	104	106	105	106	102	102	100	97	88	88	85	80
その他	24	26	25	24	23	22	19	18	16	15	14	12
計	5,086	4,982	4,796	4,600	4,418	4,305	4,188	4,009	3,874	3,665	3,413	3,278

資料: 農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 各年度末現在の業者数である。

(2) 中央卸売市場仲卸業者の仕入高規模別内訳等 (27年度)

取扱品目 の部類	集 計 数	仕入高規模別仲卸業者数 (構成比%)					1業者当たりの仕入れ金額 (百万円)			
		うち 法人 (割合%)	1億円 未満	1～5億 円未満	5～10億 円未満	10～30 億円 未満	30億円 以上	平均 (うち卸売業者 からの仕入)	最 高	
青 果	1,253	1,217 (97.1)	160 (12.8)	430 (34.3)	214 (17.1)	311 (24.8)	138 (11.0)	1,298 <1,035>	18,641	0
水産物	1,691	1,620 (95.8)	453 (26.8)	698 (41.3)	242 (14.3)	226 (13.4)	72 (4.3)	682 <557>	24,021	2
食 肉	57	38 (66.7)	8 (14.0)	12 (21.1)	10 (17.5)	13 (22.8)	14 (24.6)	1,966 <1,602>	7,900	16
花 き	69	69 (100.0)	11 (15.9)	36 (52.2)	11 (15.9)	9 (13.0)	2 (2.9)	567 <467>	3,567	0
その他	12	11 (91.7)	2 (16.7)	6 (50.0)	3 (25.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	495 <27>	2,577	24

資料: 農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 1業者当たりの仕入金額には、卸売業者以外からの仕入金額も含む。
 2. 構成比については、ラウンドの関係で合計が100にならないことがある。
 3. 集計にあたり、必要なデータの記載がない業者等を除いている。
 4. 業者数には、年度途中に新規に参入又は廃業等した業者を含む。

(3) 中央卸売市場仲卸業者の仕入先及び販売先別金額割合（27年度）

(単位：%)

取扱品目 の部類	仕入先別金額割合			販売先別金額割合			
	(自市場) 卸売 業者	卸売業 者以外	計	一般 小売店	大規模 小売店等	その他の 事業者	
青 果	79.7 (79.7)	20.3 (20.3)	100.0 (100.0)	20.9 (21.2)	61.7 (59.7)	17.3 (19.1)	99.9 (100.0)
水産物	81.8 (82.6)	18.2 (17.4)	100.0 (100.0)	25.3 (24.8)	50.3 (50.8)	24.4 (24.4)	100.0 (100.0)
食 肉	81.5 (78.3)	18.5 (21.7)	100.0 (100.0)	9.0 (9.6)	71.0 (69.7)	19.9 (20.8)	99.9 (100.1)
花 き	82.3 (82.1)	17.7 (17.9)	100.0 (100.0)	46.9 (50.4)	20.2 (18.5)	33.0 (31.1)	100.1 (100.0)
その他の 業者	5.4 (6.8)	94.6 (93.2)	100.0 (100.0)	15.3 (12.0)	57.1 (61.8)	27.5 (26.2)	99.9 (100.0)

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. ① 一般小売店は、青果等の専門小売店又は売場面積が250m²未満の事業者
 ② 大規模小売店等は、売場面積が250m²以上のスーパー又は百貨店、生協、学校給食や事業所給食（社員食堂など）等の集団給食を行う事業者、問屋（卸売業者、仲買業者等）
 ③ その他の事業者は、①、②以外の事業者
 2. () 内は前年度
 3. ラウンドの関係でそれぞれの割合を合算した数値が100にならないことがある

(4) 中央卸売市場仲卸業者の代金回収状況（平均回収日数、27年度）

(単位：日)

	青果	水産物	食肉	花き	その他
一般小売店	16.0 (16.2)	18.4 (18.7)	31.2 (28.4)	25.8 (27.4)	25.9 (26.1)
大規模小売店等	20.5 (20.5)	26.4 (26.0)	35.5 (37.2)	26.8 (26.4)	31.6 (33.8)
その他の事業者	26.1 (25.1)	26.1 (26.1)	37.9 (37.4)	28.2 (26.9)	30.5 (28.5)

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) () 内は前年度

(5) 中央卸売市場売買参加者の業種別割合等 (27年度)

取扱品目 の部類	売買 参加者数	店舗の位置別割合 (%)		業種別割合(%)						
		開設 区域内	開設 区域外	一般小売店	スーパー 業者	生協	給食、外食 納入業者	加工業者	地方市場等 卸売業者	その他
青 果	11,358 (12,025)	70.1 (69.4)	29.9 (30.6)	64.3 (66.5)	9.3 (9.0)	0.3 (0.3)	13.2 (12.1)	2.8 (2.6)	3.5 (3.3)	6.5 (6.2)
水産物	3,712 (3,788)	64.5 (65.1)	35.5 (34.9)	60.9 (62.2)	8.6 (8.4)	0.5 (0.5)	5.4 (5.2)	6.8 (6.5)	8.0 (8.3)	9.8 (8.9)
食 肉	1,818 (1,812)	49.1 (49.5)	50.9 (50.5)	60.2 (60.6)	0.6 (0.6)	0.0 (0.0)	1.5 (1.4)	7.1 (7.0)	12.4 (12.3)	18.2 (18.1)
花 き	6,860 (7,905)	55.8 (56.9)	44.2 (43.1)	88.1 (89.2)	1.6 (1.7)	0.0 (0.0)	1.2 (0.9)	0.5 (0.3)	1.6 (1.3)	7.0 (6.5)
その他の	570 (564)	55.1 (52.0)	44.9 (48.0)	7.0 (7.1)	0.9 (0.9)	0.0 (0.0)	12.1 (11.9)	1.6 (1.8)	0.9 (0.9)	77.5 (77.5)

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 売買参加者数は、年度末現在の数である。

2. 業種別割合については、ラウンドの関係で合計が100にならないことがある。

3. () 内は前年度

(6) 中央卸売市場売買参加者数の仕入高規模別内訳等 (27年度)

取扱品目 の部類	集計数	仕入高規模別業者数 (構成比%)						1業者当たりの 仕入金額(万円)	
		1市場 あたり の平均	300万円未満 (実績なし 含む)	300万円～ 1,000万円 未満	1,000万円～ 3,000万円 未満	3,000万円 ～1億円 未満	1億円 以上	最高	最低 (実績なし 含む)
青 果	11,358	242	4,816 (42.4)	2,049 (18.0)	1,886 (16.6)	1,408 (12.4)	1,199 (10.6)	1,310,095	0
水産物	3,712	116	1,444 (38.9)	662 (17.8)	621 (16.7)	491 (13.2)	494 (13.3)	1,458,888	0
食 肉	1,818	182	1,055 (58.0)	150 (8.3)	169 (9.3)	178 (9.8)	266 (14.6)	703,493	0
花 き	6,860	429	3,577 (52.1)	1,623 (23.7)	1,070 (15.6)	444 (6.5)	146 (2.1)	182,085	0
その他の	570	285	537 (94.2)	26 (4.6)	6 (1.1)	1 (0.2)	0 (0.0)	5,631	0

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 業者数は、年度末現在の数である。

2. 構成比については、ラウンドの関係で合計が100にならないことがある。

3. 卸売業者以外からの仕入が含まれている。

4. 売買参加者数の1市場当たりの平均は、売買参加者総数を売買参加者が存在する市場数で除して算出した。

5. 1業者あたりの仕入金額の平均(参考)は、各市場の平均仕入高に売買参加者数を乗じて得た仕入高の総和を売買参加者数で除して算出した。

6 中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の経営状況

(1) 中央卸売市場卸売業者の営業収支（総売上高に対する割合）の内訳（27年度）

(単位：億円、%)

(1) 中央卸売市場卸売業者の営業収支の内訳

	青 果	水 産	食 肉	花 き
取 扱 高	20,001 (19,104)	15,921 (15,839)	2,917 (2,719)	1,236 (1,257)
売 上 総 利 益	6.66 (6.56)	4.98 (4.98)	4.09 (4.19)	9.60 (9.66)
委託手数料	4.78 (4.79)	0.84 (0.88)	3.23 (3.24)	7.62 (7.83)
買 付 収 益	1.51 (1.42)	3.14 (3.13)	0.35 (0.35)	0.74 (0.46)
兼 業 収 益	0.36 (0.35)	1.01 (0.97)	0.51 (0.61)	1.25 (1.37)
販売費・一般管理費	6.30 (6.40)	4.63 (4.67)	3.86 (3.94)	9.21 (9.23)
うち 市場使用料	0.50 (0.52)	0.36 (0.36)	0.38 (0.39)	0.73 (0.74)
出荷奨励金	0.76 (0.76)	0.03 (0.04)	0.83 (0.80)	0.08 (0.08)
完納奨励金	0.88 (0.87)	0.21 (0.21)	0.18 (0.18)	0.06 (0.07)
人 件 費	2.50 (2.57)	2.33 (2.31)	1.61 (1.68)	5.34 (5.40)
集荷販売費	0.73 (0.75)	0.59 (0.59)	0.10 (0.10)	0.74 (0.75)
営 業 利 益 率	0.35 (0.16)	0.36 (0.31)	0.23 (0.25)	0.40 (0.43)

資料：中央卸売市場卸売業者の事業報告書による。

(注) 1. () 内は前年度

2. 取扱高は兼業を含まない。

3. 人件費は「役員報酬」、「従業員給料手当」、「福利厚生費」、「退職給付金」、「退職給付引当金繰入」、「役員賞与」、「退職金(役員)」、「役員退職慰労引当金繰入」、「その他人件費」の合計である。

4. 集荷販売費は「旅費交通費」、「通信費」、「運搬費」、「受託品事故損」、「会議費」、「交際費」の合計である。

(2) 中央卸売市場卸売業者のうち営業損失・経常損失を計上した割合（27年度）

	青 果	水産物	食 肉	花 き
営業損失	11.1 %	28.6 %	60.0 %	15.0 %
経常損失	8.3 %	7.1 %	10.0 %	5.0 %

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(3) 中央卸売市場卸売業者の収益性比較

(単位：百万円、%)

	卸 売 業	飲食料品 卸売業	中央卸売市場 青 果	中央卸売市場 水 産 物	中央卸売市場 食 肉	中央卸売市場 花 き
従業員1人当たり年間売上高	56	55	298	396	512	134
売 上 高 総 利 益 率	15.2	12.8	6.7	5.0	4.1	9.6
売 上 高 経 常 利 益 率	1.8	1.1	0.5	0.6	0.6	0.5

資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」、農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 従業員1人当たり年間売上高は、(売上高) / (従業員数) により求めた。

2. 卸売業、飲食料品卸売業のデータは平成27年度決算実績（速報）
中央卸売市場のデータは平成27年度

(参考) 第10次卸売市場整備基本方針の目標年度（平成32年度）における
中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たり取扱高の水準

(単位：百万円)

青果物	水産物	花 き
270	380	160

(注) この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で示したものである。

(4) 中央卸売市場仲卸業者の経営動向(1業者当たりの平均、法人企業及び個人企業)

(単位:億円、%)

区分	項目	年度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
		売上高	粗利益率	11.2	11.0	10.8	10.9	11.4	11.7	11.8	12.2	12.4	12.5	13.2	13.5	14.2
青果	人件費率	6.3	6.4	6.3	6.1	6.2	6.2	6.2	6.1	6.0	5.9	5.8	5.8	5.6		
	営業経費率	4.8	4.7	5.1	5.4	5.4	5.6	5.7	5.6	5.7	5.9	6.0	6.0	5.9		
	営業利益率	0.1	0.1	0.1	-0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2	-0.0	0.2	0.1	0.2	0.2	0.5
水産物	売上高	7.6	6.8	7.3	7.4	7.7	7.7	7.2	7.1	7.2	7.2	6.7	7.2	7.6		
	粗利益率	12.3	12.3	12.3	11.9	11.9	12.0	12.4	12.5	12.3	12.3	12.6	12.3	12.2		
	人件費率	7.2	7.2	6.6	6.5	6.4	6.4	6.7	6.7	6.6	6.9	7.0	6.8	6.6		
	営業経費率	4.9	5.1	5.6	5.3	5.3	5.4	5.5	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.5		
	営業利益率	0.2	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	-0.0	-0.0	-0.4	0.0	0.0	0.1		

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 各比率は売上高に対する構成比である。
2. 営業経費率は、人件費を除いたその他の営業費の割合である。

(5) 中央卸売市場仲卸業者の法人企業のうち営業損失・経常損失を計上した企業の割合(27年度)

	青果	水産物	食肉	花き
営業損失	45.3 %	51.5 %	35.9 %	29.0 %
経常損失	30.3 %	41.8 %	28.2 %	23.2 %

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(6) 中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の従業員数(27年度)

	青果	水産	食肉	花き	加工食料品	合計
卸売業者	6,703	4,694	385	897	208	12,887
仲卸業者	18,617	16,533	529	691	197	36,567
合計	25,320	21,227	914	1,588	405	49,454

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 年度末現在の従業員数である。
2. 兼業業務従事者及び臨時雇用者は含まれない。

(参考) 第10次卸売市場整備基本方針の目標年度(平成32年度)における中央卸売市場の仲卸業者従業員1人当たり取扱高水準

(単位:百万円)

青果物	水産物	花き
100	100	70

(注) この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で示したものである。

IV 地方卸売市場関係

1 地方卸売市場の現状

(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数

		市場数 (27年度末)	取扱金額 (27年度)	卸売業者数 (27年度末)	仲卸業者数 (27年度末)	売買参加者数 (27年度末)
地方卸売市場		1,081 (うち消費地 764)	31,919億円 (うち消費地 24,797)	1,278 (うち消費地 944)	2,675	113,991
青 果	510	13,317	559			
水 産 物	257	7,257	284			
(消費地)						
水 産 物	317	7,122	334			
(産 地)						
食 肉	29	1,461	31			
花 き	151	2,358	162			
そ の 他	—	403	—			

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 市場数1,081の内訳は、公設156、第3セクター38、事業協同組合50、農業協同組合27、漁業協同組合299、株式会社477、その他の会社30、任意組合1、個人3。
 2. 地方卸売市場の総合市場は153（うち103は青果物及び水産物市場）で、単独市場は青果物358、水産物（消費地）125、水産物（産地）317、食肉23、花き105である。
 3. 卸売業者は許可件数である。うち2品目以上取り扱う業者が81、青果物のみが481、水産物のみが223（消費地）及び334（産地）、食肉のみが24、花きのみが135である。

(2) 地方卸売市場の取扱実績の推移

(単位：数量＝千トン、金額＝億円)

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
青 果	野菜	数量 金額	5,147 9,611	5,150 8,931	4,992 8,960	4,964 8,930	4,949 9,019	4,770 8,906	4,524 9,242	4,502 8,751	4,405 8,092	4,286 8,433	4,415 8,562	4,278 9,068
	果実	数量 金額	2,185 5,164	2,163 4,740	1,942 4,997	1,913 4,743	1,997 4,671	1,938 4,352	1,686 4,418	1,630 4,299	1,623 4,106	1,574 4,110	1,579 4,208	1,455 4,249
	計	数量 金額	7,331 14,775	7,313 13,671	6,934 13,957	6,877 13,673	6,946 13,690	6,708 13,258	6,210 13,660	6,131 13,050	6,028 12,198	5,860 12,543	5,994 12,770	5,733 13,317
水 産 物	生鮮	数量 金額	619 4,149	582 3,918	587 4,035	521 3,626	504 3,482	495 3,340	453 3,191	460 3,277	452 3,175	484 3,423	494 3,621	471 3,632
	冷凍	数量 金額	301 2,065	294 1,974	315 2,094	253 1,795	245 1,673	245 1,598	222 1,495	230 1,574	222 1,472	205 1,494	197 1,551	186 1,541
	加工	数量 金額	406 2,648	408 2,517	406 2,528	393 2,395	368 2,232	348 2,148	338 2,057	356 2,074	357 2,019	349 2,046	352 2,098	350 2,084
	計	数量 金額	1,326 8,862	1,284 8,410	1,308 8,657	1,167 7,816	1,117 7,387	1,088 7,085	1,013 6,743	1,046 6,925	1,031 6,665	1,038 6,964	1,043 7,270	1,007 7,257
食 肉	数量 金額	165 1,409	172 1,288	154 1,247	183 1,271	155 1,190	166 1,171	162 1,200	154 1,140	148 1,151	153 1,344	143 1,460	151 1,461	
花 き	金額	3,027	2,967	2,971	2,872	2,665	2,548	2,563	2,484	2,428	2,640	2,326	2,358	
そ の 他	金額	616	520	548	510	543	502	477	453	429	425	366	403	

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 水産物産地市場は除外している。

2 地方卸売市場における取引

(1) せり・入札取引の割合(金額ベース)

(単位:%)

項目 年度	青 果		水 産	鮮 魚	冷 凍	塩 干 加 工	食 肉	花 き
	野 菜	果 実						
12	47.9	50.8	43.0	22.1	41.1	8.5	2.7	38.6
13	44.9	47.8	40.2	20.4	37.8	8.4	2.4	82.6
14	44.0	46.8	38.7	19.8	37.2	8.4	1.3	81.2
15	42.1	44.5	37.5	19.8	37.2	8.0	1.2	67.4
16	41.5	43.6	37.6	18.6	35.2	7.9	1.0	80.2
17	37.7	39.5	34.3	18.1	34.5	7.1	1.1	65.3
18	36.1	37.1	34.0	18.2	34.4	7.3	2.1	63.6
19	36.1	37.3	34.0	17.9	34.1	7.5	1.1	63.6
20	33.2	34.2	31.3	17.2	32.6	6.5	1.3	71.7
21	30.5	31.2	29.1	17.0	31.9	6.9	1.2	63.9
22	30.3	30.9	29.0	16.7	31.5	6.7	1.1	61.6
23	29.6	29.7	29.2	17.1	31.5	7.2	2.0	59.2
24	28.1	28.4	27.4	16.7	30.6	6.7	2.0	54.0
25	27.6	27.7	27.5	16.2	29.4	6.2	1.2	54.6
26	26.2	26.3	26.0	15.7	28.1	6.2	1.3	52.7
27	26.3	26.3	26.4	14.2	25.6	5.3	1.0	51.7

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注)水産物产地市場は除外している。

(2) 委託集荷の割合(金額ベース)

(単位:%)

項目 年度	青 果		水 産	鮮 魚	冷 凍	塩 干 加 工	食 肉	花 き
	野 菜	果 実						
12	68.3	71.2	63.5	26.1	46.8	5.5	9.5	47.5
13	67.8	71.2	62.1	26.9	47.6	5.5	11.1	72.9
14	67.6	71.0	61.2	26.6	47.2	5.2	11.0	77.5
15	66.2	69.8	59.3	28.0	45.9	13.1	11.3	81.6
16	66.0	69.2	59.9	26.0	44.3	9.2	10.3	83.2
17	65.2	68.1	59.8	24.4	43.4	5.3	9.8	93.2
18	65.4	68.4	59.7	24.9	44.8	5.7	9.3	93.1
19	65.3	68.3	59.7	24.7	44.5	5.7	8.9	93.1
20	64.7	67.7	58.9	24.3	43.6	5.1	8.7	91.8
21	64.7	67.6	58.6	24.0	43.1	5.1	8.3	91.6
22	62.4	64.9	57.2	23.3	41.6	5.8	7.6	89.6
23	62.7	64.9	58.3	22.8	40.7	6.0	7.1	88.6
24	63.2	65.7	58.4	22.6	40.6	5.5	6.7	87.7
25	63.4	65.9	58.4	24.7	43.5	5.9	7.0	85.5
26	62.4	65.0	57.3	23.7	41.3	4.8	7.3	87.1
27	61.9	64.2	56.9	23.4	41.5	3.9	6.1	86.7

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注)水産物产地市場は除外している。

3 地方卸売市場の卸売業者の状況

(1) 地方卸売市場卸売業者数等の推移

年度区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(当初)	24年度	25年度	26年度	27年度
青果部	市場数	652	648	632	609	598	581	569	566	559	546	534	525	519	510
	業者数	721	688	682	680	654	638	627	628	622	612	603	590	575	559
水産物部 (消費地)	市場数	313	315	303	294	295	287	280	277	273	272	269	262	258	257
	業者数	346	335	337	334	330	319	308	308	309	301	299	289	284	
水産物部 (产地)	市場数	337	333	335	334	334	333	332	331	329	328	323	318	317	317
	業者数	345	350	347	354	354	349	342	342	340	338	331	327	329	334
食肉部	市場数	31	34	31	32	30	29	29	30	30	30	31	28	29	29
	業者数	30	28	33	36	31	31	30	32	32	32	32	30	31	31
花き部	市場数	177	177	171	170	168	163	160	152	152	152	147	149	151	151
	業者数	184	178	176	177	170	169	167	159	161	161	161	157	159	162
計	市場数	1,325	1,304	1,286	1,259	1,237	1,207	1,185	1,169	1,159	1,144	1,126	1,105	1,092	1,081
	業者数	1,527	1,497	1,489	1,484	1,454	1,416	1,384	1,376	1,367	1,354	1,329	1,309	1,293	1,278

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 2品目以上を取り扱う卸売市場及び卸売業者があるため、合計と内訳は一致しない。

2. 24年度以降は各年度末の市場数及び業者数である(平成23年度までは各年度当初の市場数及び業者数、なお平成24年度は年度当初の市場数及び業者数も併記)。

(2) 地方卸売市場の取扱規模別卸売業者数の推移

年度	合計	1億円未満	1~5億円	5~10億円	10~20億円	20~50億円	50億円以上
16	1,497 (100)	181 (12.1)	367 (24.5)	249 (16.6)	248 (16.6)	256 (17.1)	196 (13.1)
17	1,489 (100)	186 (12.5)	360 (24.2)	240 (16.1)	240 (16.1)	262 (17.6)	201 (13.5)
18	1,484 (100)	205 (13.8)	344 (23.2)	248 (16.7)	234 (15.8)	266 (17.9)	187 (12.6)
19	1,454 (100)	192 (13.2)	338 (23.2)	238 (16.4)	224 (15.4)	268 (18.4)	194 (13.3)
20	1,416 (100)	192 (13.6)	329 (23.2)	216 (15.3)	226 (16.0)	257 (18.1)	196 (13.8)
21	1,384 (100)	184 (13.3)	317 (22.9)	224 (16.2)	221 (16.0)	252 (18.2)	186 (13.4)
22	1,376 (100)	215 (15.6)	325 (23.6)	215 (15.6)	225 (16.4)	228 (16.6)	168 (12.2)
23	1,367 (100)	194 (14.2)	326 (23.8)	207 (15.1)	234 (17.1)	227 (16.6)	179 (13.1)
24 (当初)	1,354 (100)	209 (15.4)	326 (24.1)	192 (14.2)	222 (16.4)	232 (17.1)	173 (12.8)
24	1,329 (100)	201 (15.1)	326 (24.5)	189 (14.2)	213 (16.0)	233 (17.5)	167 (12.6)
25	1,309 (100)	205 (15.7)	312 (23.8)	177 (13.5)	216 (16.5)	222 (17.0)	177 (13.5)
26	1,293 (100)	191 (14.8)	311 (24.1)	186 (14.4)	203 (15.7)	221 (17.1)	181 (14.0)
27	1,278 (100)	189 (14.8)	290 (22.7)	179 (14.0)	213 (16.7)	219 (17.1)	188 (14.7)

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. ()内は構成比(%)である。ラウンドの関係で合計が100にならないことがある。

2. 24年度以降は各年度末現在の業者数である(平成23年度までは各年度当初の業者数、なお平成24年度は年度当初の業者数も併記)。

V 卸売市場の会計

1 卸売市場会計の現状

(1) 中央卸売市場開設者の会計の概況

(単位: 億円、%)

年 収支区分・項目		22		23		24		25		26	
収入	使 用 料	439	19.5	420	37.3	409	35.2	406	27.7	398	26.2
	うち売上高割 使 用 料	111	4.9	102	9.1	98	8.4	100	6.8	99	6.5
	うち面積割使 用 料	316	14.0	306	27.2	299	25.7	296	20.2	289	19.0
	地 方 債	725	32.2	158	14.0	190	16.4	493	33.7	512	33.7
	補 助 金	16	0.7	16	1.4	20	1.7	19	1.3	91	6.0
	一般会計負担金	275	12.2	303	26.9	269	23.1	257	17.6	250	16.5
	そ の 他	267	11.9	106	9.4	130	11.2	131	8.9	104	6.8
	前年度からの繰越	15	0.7	14	1.2	22	1.9	17	1.2	15	1.0
	内部留保取崩額	514	22.8	108	9.6	122	10.5	141	9.6	150	9.9
計 (A)		2,251	100.0	1,125	100.0	1,162	100.0	1,464	100.0	1,519	100.0
支出	人 件 費	145	6.6	138	12.1	130	11.0	127	8.6	125	7.9
	事 務 費	211	9.5	228	20.1	226	19.2	229	15.5	231	14.7
	施 設 費	1,327	60.0	235	20.7	331	28.1	660	44.7	687	43.7
	地 方 債 償 還 費	301	13.6	292	25.7	281	23.8	262	17.8	267	17.0
	うち支払利息	67	3.0	60	5.3	55	4.7	48	3.3	42	2.7
	そ の 他	212	9.6	222	19.5	194	16.5	184	12.5	222	14.1
	翌年度への繰越	14	0.6	21	1.8	17	1.4	15	1.0	40	2.5
	計 (B)	2,210	100.0	1,136	100.0	1,179	100.0	1,476	100.0	1,573	100.0
	(A) - (B)	41		▲ 11		▲ 18		▲ 12		▲ 54	

資料: 農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1: 中央卸売市場事業の会計が他の事業(と畜場事業、地方卸売市場事業)と合わせて一の会計として処理されている場合は、開設者から中央卸売市場分を抽出した数値の報告があった場合を除き、当該他の事業分を含んだ数値により集計している。

2: 上記の表は、地方公営企業法適用会計と同法非適用会計の数値について、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を収入、支出の両方から除いて、表に記載の項目ごとに整理、集計したもので、各市場事業会計において作成する決算書等とは、内容や整理方法が異なる。なお、消費税については、同法適用会計の場合は、損益計算書(損益収支関係数値)、決算報告書(資本収支関係数値)、同法非適用会計の場合は、歳入歳出決算書の取扱いに合わせている。

3: 使用料について、売上高割使用料、面積割使用料、と畜場使用料いずれにも該当しない使用料は「その他」に集計している。

4: ラウンドにより、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 市場建設改良費(公設市場)の財源内訳(平成26年度)

	補助金等	地 方 債			その他	計	
		政府資金	機構資金	その他			
金額 (構成比)	10,883 (14.8)	48,856 (66.4)	-	11,316 (23.2)	37,541 (76.8)	13,848 (18.8)	73,588 (100.0)

資料: 総務省「地方公営企業年鑑」 (注) ラウンドにより、合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考1) 地方債（市場事業債）の発行額の推移

(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26
地方債発行額	6,418	74,512	16,662	20,488	51,221	54,055
対前年度増減率	▲ 41.4	1,061.0	▲ 77.6	23.0	150.0	5.5

資料：総務省「地方公営企業年鑑」

(参考2) 地方債（市場事業・と畜場事業）計画（公営企業会計等分資金）（通常収支分）

(単位：億円、%)

年 度		27		28	
合	計	2,096	100.0	458	100.0
財 政 融 資 資 金		-	-	-	-
地方公共団体金融機構資金		100	4.8	95	20.7
民間等	計	1,996	95.2	363	79.3
	市 場 公 募	1,353	64.6	204	44.5
	銀 行 等 引 取	643	30.7	159	34.7

資料：(財) 地方財務協会発行「月刊 公営企業 2月号(2016)」

2 地方公営企業に関する法令等（概要）

(1) 地方財政法

公営企業の経営（第6条）

(i) 公営企業で政令で定めるもの（同法施行令第46条第9号の市場事業）については、その経理を特別会計（地方自治法第209条）を設けて行う。

(ii) 経費は、

- ① その性質上経営収入で充当することが適当でない経費
 - ② 当該公営企業の性質上能率的な経営を行っても、その経営収入のみで充当することが客観的に困難であると認められる経費
- を除き、経営収入で充当する。

ただし、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもって充当可能。

(2) 地方公営企業法

(i) 本法は、地方公営企業の経営に関し、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法に対する特例を定める。（第6条）

(ii) 地方公営企業会計の特色

- ① 管理者の設置・企業業務の執行等（第7条～第10条等）
- ② 官庁会計（現金主義）とは異なる発生主義の原則（第20条）

(iii) 経理

- ① 特別会計を設けて行う。（第17条）
- ② 一般会計又は他の特別会計で負担する経費（次のa、bに掲げる経費で政令で定めるもの（同法施行令第8条の5））を除き、経営収入で充当する。（第17条の2）
 - a. その性質上、経営収入で充当することが適当でない経費
 - b. 当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、その経営収入のみで充

当することが客観的に困難であると認められる経費

- ③ 一般会計又は他の特別会計から補助（第17条の3；災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合）、出資（第18条）、長期貸付け（第18条の2）をすることができる。

（参考）本法を適用している中央卸売市場開設地方公共団体

全 部 適 用：岡山市

一部適用（会計のみ）：札幌市、宇都宮市、東京都、金沢市、岐阜市、大阪府、大阪市（本場・東部市場のみ該当）、徳島市

（3）地方交付税法

地方交付税

（i）財源

所得税及び法人税の収入額のそれぞれ33.1%、酒税の収入額の50%、消費税の収入額の22.3%、地方法人税の全額、特例加算等

（ii）特別交付税

普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付（地方交付税総額の6%）、
決定・交付時期 12月、3月（大規模災害等の発生時には変更可能）

（4）地方公共団体の財政の健全化に関する法律

（i）資金不足比率の公表等（第22条）

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて同比率を議会に報告し公表。

（ii）経営健全化計画（第23条）

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

（5）地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）

一般会計から市場事業会計への繰出基準

（i）市場における業者の指導監督等に要する経費

① 趣 旨 卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

② 繰出しの基準 現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

（ii）市場の建設改良に要する経費

① 趣 旨 卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

② 繰出しの基準 市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする。

VI その他関連データ

1 食料品小売業の状況

(1) 専門小売店の生鮮食料品の販売額

(単位:百万円)

項目	年	昭和60年	63年	平成3年	6年	9年	14年	19年	26年
野菜販売額		2,224,713	2,504,926	3,000,027	2,927,772	2,825,093	2,568,635	2,565,795	2,552,717
うち野菜・果実小売業		779,724	844,891	976,718	873,990	769,453	604,766	507,252	469,137
同シェア(%)		35	34	33	30	27	24	20	18
果実販売額		1,355,762	1,405,692	1,564,876	1,543,502	1,410,306	1,217,021	1,190,338	1,057,777
うち野菜・果実小売業		652,720	667,168	721,614	639,222	520,386	401,857	294,549	217,934
同シェア(%)		48	47	46	41	37	33	25	21
鮮魚販売額		2,940,198	3,198,806	3,589,373	3,616,093	3,453,640	3,147,510	2,873,463	2,353,694
うち鮮魚小売業		1,328,983	1,358,472	1,441,087	1,396,045	1,217,527	950,576	742,757	505,010
同シェア(%)		45	42	40	39	35	30	26	22
食肉販売額		2,438,156	2,596,939	2,904,242	2,818,938	2,672,586	2,371,468	2,397,964	2,425,745
うち食肉小売業		1,039,255	1,013,995	1,040,551	924,491	752,350	583,259	494,901	436,906
同シェア(%)		43	39	36	33	28	25	21	18

資料：経済産業省「商業統計表」(品目編)

(注) 各品目の販売額には百貨店における販売額は計上されていない。

(2) 飲食料品小売業の分類別商店数、従業者数及び年間販売額(平成26年)

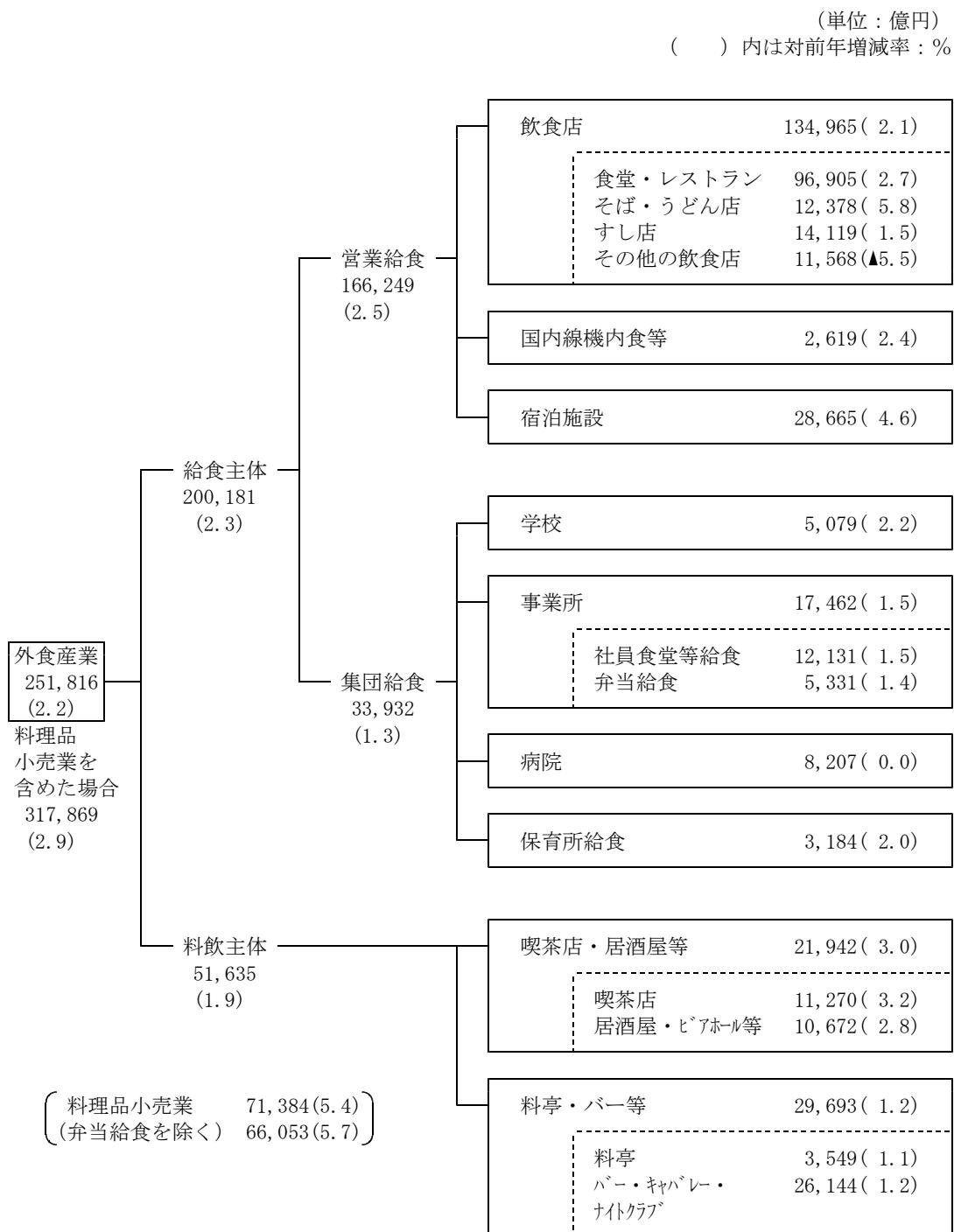
社業 分類別業績	商 店 数		従 業 者 数			年 間 販 売 額			
	千店	%	%	千人	%	%	億円	%	
小 売 業 計	1,025	△ 9.9		7,686	1.4		1,221,767	9.3	
飲食料品小売業計	308	△ 21.0	100.0	2,958	△ 4.1	100.0	322,207	△ 21.1	100.0
鮮魚小売業	14	△ 30.0	4.5	59	△ 14.5	2.0	5,846	△ 31.9	1.8
野菜・果実小売業	19	△ 20.8	6.2	89	1.1	3.0	8,614	△ 13.7	2.7
食肉小売業	12	△ 14.3	3.9	58	3.6	2.0	5,839	△ 11.0	1.8
菓子・パン小売業	62	△ 6.1	20.1	369	7.9	12.5	18,503	△ 10.7	5.7
米穀類小売業	10	△ 41.2	3.2	25	△ 40.5	0.8	2,610	△ 41.5	0.8
酒小売業	33	△ 31.3	10.7	100	△ 27.0	3.4	13,538	△ 45.6	4.2
各種食料品小売業	27	△ 20.6	8.8	906	3.9	30.6	148,339	△ 13.3	46.0
その他飲食料品小売業	139	△ 24.5	45.1	1,321	△ 13.0	44.7	121,388	△ 27.0	37.7

資料：経済産業省「商業統計表」(産業編総括表)

(注) ラウンドの関係で、各小売業の数値及び構成比の合計が飲食料品小売業計の数値と合わないことがある。

2 外食産業の状況

(1) 外食産業市場規模推計の内訳 (平成27年)



資料：(一社)日本フードサービス協会 附属機関外食産業総合調査研究センターの推計(平成28年7月)

- (注)
1. 飲食店において、テイクアウトの売上比率が全売上高の50%未満の場合には、この飲食店の売上高はすべて「飲食店」の市場規模に含まれ、50%以上の場合にはすべて「料理品小売業」の市場規模に含まれる。
 2. 「弁当給食」とは、契約により弁当を事業所に配達する形態をいい、持ち帰り弁当などは含まない。
 3. 産業分類の関係から、料理品小売業の中には、スーパー、百貨店等のテナントとして入店しているものの売上高は含まれるが、総合スーパー、百貨店が直接販売している売上高は含まれない。
 4. 外食産業の分類は、「日本標準産業分類(総務省)」(平成14年改訂)に準じている。
 5. 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 外食産業の市場規模の推移

(単位: 10億円、%)

年 項目	元年	5年	10年	15年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
給食主体	17,295	20,800	21,871	19,322	19,519	18,904	18,756	18,126	18,570	19,115	19,567	20,018
対前年増加率(%)	(5.8)	(0.4)	(▲ 1.7)	(▲ 3.3)	(0.1)	(▲ 3.2)	(▲ 0.8)	(▲ 3.4)	(2.4)	(2.9)	(2.4)	(2.3)
料飲主体	6,176	6,965	6,625	5,246	4,988	4,756	4,733	4,702	4,652	4,895	5,066	5,164
対前年増加率(%)	(▲ 0.3)	(▲ 0.6)	(▲ 2.7)	(▲ 4.2)	(▲ 1.9)	(▲ 4.6)	(▲ 0.5)	(▲ 0.7)	(▲ 1.1)	(5.2)	(3.5)	(1.9)
計	23,471	27,765	28,496	24,568	24,507	23,660	23,489	22,828	23,222	24,010	24,633	25,182

資料:一般社団法人 日本フードサービス協会 附属機関外食産業総合調査研究センター推計(平成28年7月)

(注) ラウンドの関係で各主体の合計値が計の数値と合わないことがある。

(3) 食料消費支出の推移

(単位: 千円、%)

年 項目	昭40年	50年	60年	平2年	7年	12年	15年	20年	25年	26年	27年
消費支出	581	1,896	3,277	3,734	3,949	3,806	3,631	3,563	3,485	3,494	3,448
食 料	233 (100.0)	650 (100.0)	958 (100.0)	1,030 (100.0)	1,025 (100.0)	972 (100.0)	923 (100.0)	906 (100.0)	896 (100.0)	913 (100.0)	938 (100.0)
主 食	52 (22.3)	86 (13.2)	124 (12.9)	115 (11.2)	109 (10.6)	95 (9.7)	91 (9.9)	86 (9.5)	82 (9.2)	81 (8.6)	82 (8.7)
副 食 品	115 (49.4)	339 (52.1)	474 (49.5)	502 (48.7)	492 (48.0)	458 (47.1)	432 (46.8)	418 (46.1)	411 (45.9)	426 (46.6)	441 (47.1)
し好食品	49 (21.0)	148 (22.8)	205 (21.4)	228 (22.2)	227 (22.2)	218 (22.5)	208 (22.5)	208 (23.0)	208 (23.2)	209 (22.3)	214 (22.9)
外 食 (A)	17 (7.3)	77 (11.9)	155 (16.2)	185 (18.0)	197 (19.2)	201 (20.7)	192 (20.8)	193 (21.4)	195 (21.7)	196 (20.9)	201 (21.4)
加工食品 (B)	101 (43.4)	296 (45.6)	437 (45.7)	486 (47.2)	500 (48.8)	493 (50.7)	475 (51.4)	473 (52.2)	475 (53.0)	485 (51.7)	500 (53.3)
(A) + (B)	118 (50.6)	374 (57.5)	592 (61.9)	671 (65.1)	698 (68.0)	694 (71.4)	667 (72.3)	666 (73.6)	670 (74.8)	681 (72.6)	700 (74.7)

資料: 総務省「家計調査年報」(家計収支編)

(注) 1 昭和40年以降は「全国、全世帯」の年間1世帯当たりの数値である。

2 「家計調査」は、昭和55年から新分類に移行しているため、旧分類ベースに組替え集計して求めた。

3 加工食品は「家計調査」に表記されている狭義の加工食品ではなく、「生鮮食品並びに粒状のまま最終消費される豆類及び穀類を除くすべての食品」(広義の加工食品)である。

4 () 内は、食料費を100.0とした構成比である。ラウンドの関係で食料費の合計が100にならないことがある。